

金文通解

逐盤

馬 越 靖 史

器名 迷盤・迷盤・迷盤・徠盤

時代 西周晚期（宣王）

出土

以下に挙げた著録その一―圖録・出土状況の①、および著録その二―發掘報告・圖録の②③に據って記す。

二〇〇三年一月一九日、陝西省眉縣馬家鎮楊家村の窖穴から出土。窖穴は村の煉瓦製造所北面の斜坡狀半崖（要は崖の斜面）に位置し、穴底は黄土臺地の地表から7.6m、臺地の下底から9.4mのところにある。穴の底面は平らで、不規則な形をしており、頂部は少し陥没しているが、ドーム形で坑壁が外に膨らんでいるのが見て取れる。直徑は1.6×1.8m、高さは1.1m。發掘の順末は次の通り。すなわち、最初に村民五名が土を掘っていたときに青銅器を發見して、すぐに寶鷄市文物事業管理局に連絡をし、即日、眉縣文化館が人員を派遣して緊急保護措置を加えた。ついで寶鷄市文物事業管理局・寶鷄市考古工作隊の人員が現場に駆けつけ、窖藏の状況の重要性に鑑みて緊急救助的な

發掘を共同で同日のうちに行った。窖穴からは全部で二七件の西周青銅器が出土し、内譯は鼎一二件、鬲九件、方壺二件、盤・盃・匜・盂各一件で、本盤はそのうちの一器である（編號は①では2003MYD.009、②③では2003MYJ.10）。

所藏 陝西省寶鷄市青銅器博物館

著録その一―圖録・出土状況

①陝西省文物局・中華世紀壇藝術館編『盛世吉金―陝西寶鷄市眉縣青銅器窖藏』（北京出版社、二〇〇三年）

著録その二―發掘報告・圖録

②陝西省考古研究所・寶鷄市考古工作隊・楊家村聯合考古隊・眉縣文化館「陝西眉縣楊家村西周青銅器窖藏發掘簡報」（『文物』二〇〇三年第六期）

③陝西省考古研究所・寶鷄市考古工作隊・聯合考古隊・眉縣文化館「陝西眉縣楊家村西周青銅器窖藏」（『考古與文物』二〇〇三年第三期）

著録その三—その他

- ④李零「讀楊家村出土虞述諸器」(『中國歷史文物』二〇〇三年第三期)
 ⑤鍾柏生等合編『新收殷周青銅器銘文暨器影彙編』(藝文印書館、二〇〇六年)、器號757(五五一—五五三頁)
 ⑥劉雨・嚴志斌編著『近出殷周金文集錄二編』(中華書局、二〇一〇年)、No.939(二六一—二六四頁)

なお著録としては他に、陝西省考古研究所・寶鶏市考古研究所・

眉縣文化館編『吉金鑄華章—寶鶏眉縣楊家村單氏青銅器窖藏』(文物出版社、二〇〇八年)があるようだが未見。

本盤銘文の考釋(釋讀)

- ④李零「讀楊家村出土虞述諸器」(『中國歷史文物』二〇〇三年第三期)
 ⑦李學勤「眉縣楊家村新出青銅器研究」(『文物』二〇〇三年第六期)
 ⑧裘錫圭「讀迷器銘文札記三則」(『文物』二〇〇三年第六期)
 ⑨劉懷君・辛怡華・劉棟「迷盤銘文試釋」(『文物』二〇〇三年第六期)
 ⑩王輝「迷盤銘文箋釋」(『考古與文物』二〇〇三年第三期)
 ⑪彭曦「迷盤銘文の注釋及簡析」(『寶鶏文理學院學報』(社會科學版)二〇〇三年第五期)
 ⑫董珊「略論西周單氏家族窖藏青銅器銘文」(『中國歷史文物』二〇〇三年第四期)
 ⑬劉源「迷盤銘文考釋」(『中國史研究』二〇〇三年第四期)
 ⑭周曉陸「《徠盤》讀箋」(『北京師範大學學報』(社會科學版)二〇〇三

年第五期)

- ⑮連劭名「眉縣楊家村窖藏青銅器銘文考述」(『中原文物』二〇〇四年第六期)
 ⑯麻愛民「迷盤補釋」(『古籍整理研究學刊』二〇一一年第二期)
 ⑰張崇禮「迷器銘文補釋」(『復旦大學出土文獻與古文字研究中心網站』二〇一一年)
http://www.gwz.fudan.edu.cn/SrcShow.asp?Src_ID=1959#_ednref24

なお他に、何琳儀「迷盤古辭探微」(『安徽大學學報』二〇〇三年第四期)があるようだが未見。

本盤銘文に関する論考

- ⑱馬承源等「陝西眉縣出土窖藏青銅器筆談」(『文物』二〇〇三年第六期)
 ⑲考古與文物編輯部「寶鶏眉縣楊家村窖藏單氏家族青銅器群座談紀要」(『考古與文物』二〇〇三年第三期)
 ⑳周曉陸「西周“徠器”及相關問題探討」(『南京大學學報』(哲學・人文科學・社會科學)二〇〇三年第四期)
 ㉑劉軍社「迷盤の史學價值」(『寶鶏文理學院學報』(社會科學版)二〇〇三年第五期)
 ㉒張潤棠「眉縣楊家村窖藏青銅器述評」(『寶鶏文理學院學報』(社會科學版)二〇〇三年第五期)
 ㉓劉士莪「牆盤・迷盤之對比研究—兼談西周微氏・單公家族窖藏銅器

群的歴史意義」(『文博』二〇〇四年第五期)

②張懋鎔「迷盤與西周王年」(『齊魯學刊』二〇〇六年第六期)

②田率「陝西眉縣青銅器窖藏與西周單迷家族」(『中國歷史文物』二〇〇八年第四期)

②松井嘉徳「記憶される西周史―迷盤銘の解讀―」(『東洋史研究』第六十四卷第三號、二〇〇五年)

なお他に、劉軍社「迷盤的發現及其史學意義」(『黃盛璋先生八秩華誕紀念文集』、中國教育文化出版社、二〇〇五年)があるようだが未見。

以下、本稿で引用する金文や青銅器の著録書および考釋書の略稱は次の通りである。

集成 中國社會科學院考古研究所『殷周金文集成』(修訂增補本、

中華書局、二〇〇七年)

近出 劉雨・盧岩『近出殷周金文集錄』(中華書局、二〇〇二年)

近出二 劉雨・嚴志斌『近出殷周金文集錄二編』(中華書局、二〇一〇年)

通釋 白川靜『金文通釋』(『白川靜著作集別卷』、平凡社、二〇〇四年)〇五年)

器制

口徑53.6cm、通高20.4cm、重量18.3kg。口部はすぼみ、四角い唇部は廣く平らで外に沿って折れ、腹部は淺い。腹壁の外は弧斜し、底

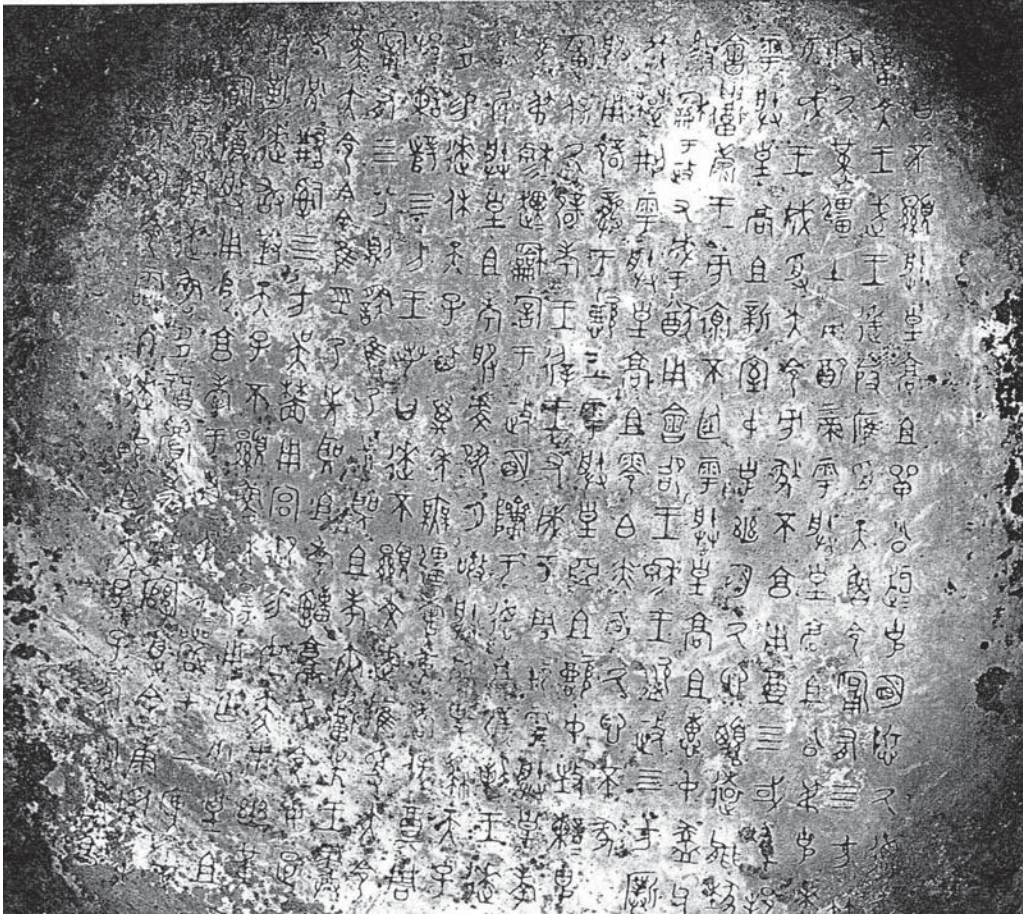
は平らに近い。U字形の耳が二つ附され、兩耳の間にはほとんど圓く雕った螺旋狀・獸角狀の環を銜えた龍首があり、環は扁平の圓環である。圈足(高臺)は高く、その下には四つの獸足を附す。腹部と圈足にはそれぞれ竊曲紋を一周飾り、兩耳と銜えた環には重環紋を飾る。



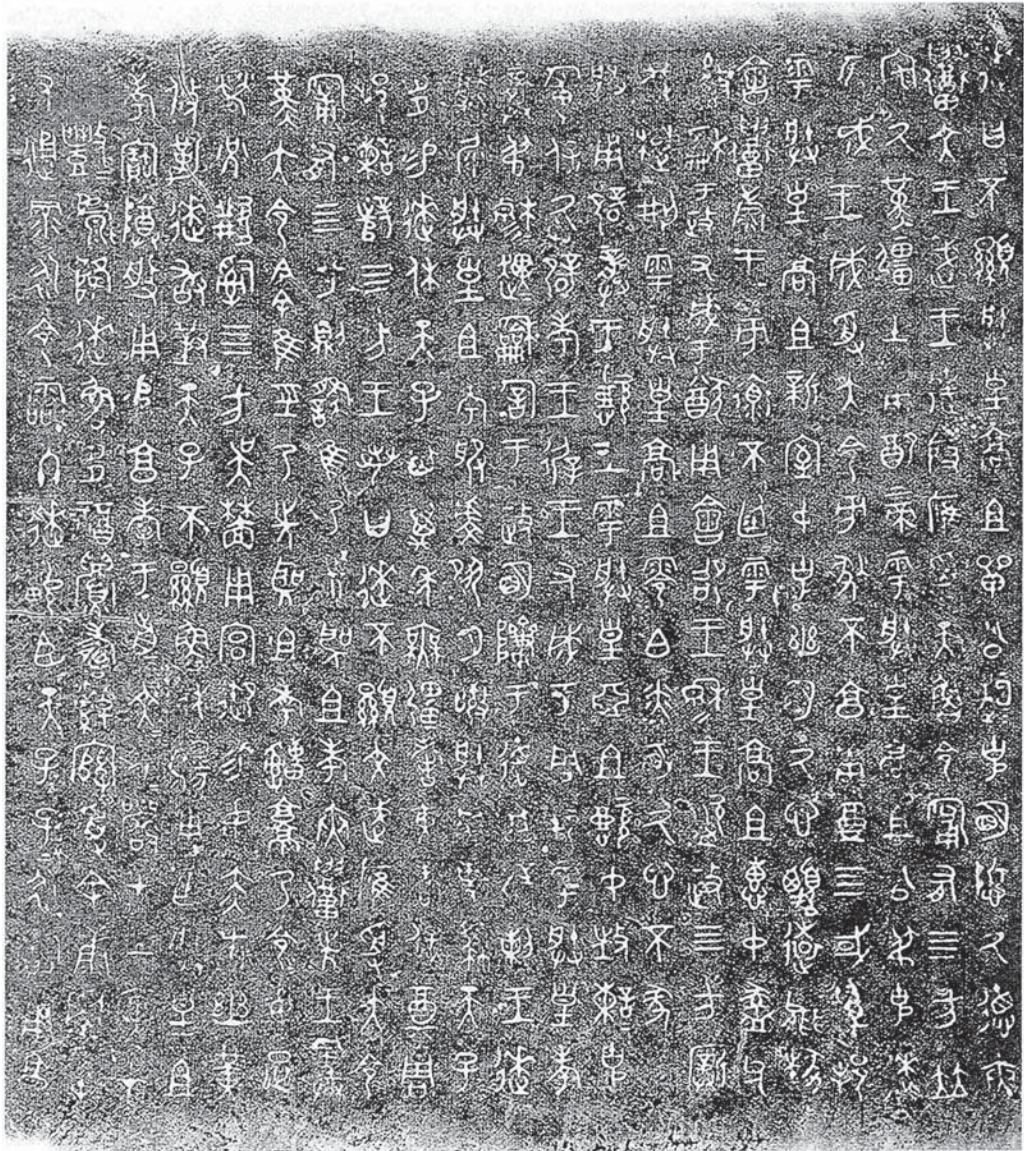
圖一 器影 (④圖版二より引用)

銘文

盤内の底に二二行、毎行一六から二〇字、計三七〇字。うち合文一字、重文一一字。



圖二 銘文（寫眞、②圖版四二より引用）



圖三 銘文（拓影、④圖版三より引用）

銘文隸定

逯曰不(丕)顯朕(朕)皇高且(祖)單公超(桓) = 克明愍(質) 昏
 (厥) 德夾
 嚳(詔) 文王武王達(撻) 殷雁(膺) 受天魯令(命) 匍有三(四) 方竝
 宅昏(厥) 董(勤) 彊(疆) 土用配上帝孚朕(朕) 皇高且(祖) 公弔
 (叔) 克逯
 匹成王成受(授) 大令(命) 方狄(逃) 不亨(享) 用奠三(四) 或(國)
 萬邦
 孚朕(朕) 皇高且(祖) 新室中(仲) 克幽明昏(厥) 心饒(柔) 遠能
 扶(邇)
 會嚳(詔) 康王方襄(懷) 不廷孚朕(朕) 皇高且(祖) 惠中(仲) 蓋父
 盤穌(和) 于政又(有) 成于猷用會邵(昭) 王穆王溢(盜) 政(征)
 三(四) 方廝(撲)
 伐楚荆(荆) 孚朕(朕) 皇高且(祖) 零白(伯) 炎明昏(厥) 心不象
 (惰) □(昏) (厥)
 服用辟孽(共) 王懿王孚朕(朕) 皇亞且(祖) 懿中(仲) 戮諫 = 克
 匍保昏(厥) 辟考(孝) 王彛(夷) 王又(有) 成于周邦孚朕(朕) 皇考
 孽(共) 弔(叔) 穆 = 選(翼) = 穌(和) 甸(詢) 于政明隳于德高(享)
 辟刺(厲) 王逯
 肇(肇) 屺朕(朕) 皇且(祖) 考服虔夙(夙) 夕敬朕(朕) 死(死)
 事肆天子
 多易(賜) 逯休天子其萬年無彊(疆) 嚳(著) 黃考保奠周
 邦諫辭(父) 三(四) 方王若曰逯不(丕) 顯文武雁(膺) 受大令(命)

匍有三(四) 方制(則) 繇佳(唯) 乃先聖且(祖) 考來嚳(詔) 先王
 皇(勳)

董(勤) 大令(命) 今余佳(唯) 丕(經) 乃先聖且(祖) 考嚳(申)
 慕(就) 乃令(命) = 女(汝) 疋

燮(榮) 兌賦嗣(司) 三(四) 方吳(虞) 替(林) 用宮御易(賜) 女
 (汝) 赤市幽黃

攸勒逯敢對天子不(丕) 顯魯休凱(揚) 用乍(作) 朕(朕) 皇且(祖)
 考寶隣(隣) 般(盤) 用追高(享) 考(孝) 于疇(前) = 文 = 人 = 嚴

才(在) 上廡(翼) 才(在)
 □(下) 黠 = 巢 = 「降逯魯多福費(眉) 壽緝(綽) 綰受(授) 余康甌
 屯(純)

又(祐) 通泉(祿) 永令(命) 霽(靈) 冬(終) 逯吮(峻) 臣天子 =
 孫 = 永寶用高(享)

考釋 (丸數字は前掲の文獻番號を、「」は筆者の補足を表す)

逯曰、

作者者名「逯(逯)」について、①陝西省文物局等、②③陝西省

考古研究所等、⑤鍾柏生等、⑥劉雨・嚴志斌、⑨劉懷君・辛怡華・劉

棟、⑩彭曦は逯と、⑦李學勤は逯と、④李零は逯と、⑩王輝は逯(⑧
 裘錫圭もこの可能性を示唆)とそれぞれ隸定している。⑫董珊は陳劍

の説(「據郭店簡釋讀西周金文一例」、『甲骨金文考釋論集』、綫裝書局、

二〇〇七年）に従って速と隸定している。⑭周曉陸は彘とイは通ずるとして「徠と隸定するのが適當」だとみなす（筆者注・嚴密には速と隸定し徠に通ずると言うべきである）。ただし、諸著録・諸考釋・諸論考には便宜的に速と隸定している向きもある。例えば、⑧裘錫圭および⑬劉源が排字・排印の方便のため速と記しておくことと断っているのは、それに當たる。

この字は人名としてだけでなく、本銘の後文や他の金文に見えるように動詞としても使用され、筆者は速と隸定すべきだと考えるが、字釋については後述する。

不（丕）顯朕（朕）皇高且（祖）單公、趙（桓）趙（桓）克明愆（質）卒（厥）德、夾饗（詔）文王・武王、達（撻）殷、雁（膺）受天魯令（命）、匍有三（四）方、竝宅卒（厥）董（勤）彊（疆）土、用配上帝。

本段では、速の七世前で文王・武王に仕えた皇高祖單公の功業を述べている。

「趙桓」は諸家、文献の桓桓にあてる。⑨劉懷君・辛怡華・劉棟はその用例として、『詩』魯頌・泮水の「桓桓于征」【桓桓として于きて征す】を引用し、毛傳「桓桓、威武貌」の訓に従う。⑩王輝は『書』牧誓の「勗哉夫子、尚桓桓、如虎如貔、如熊如羆」【勗めんかな夫子、尚はくば桓桓なること、虎の如く貔の如く、熊の如く羆の如からんことを】を引用し、『爾雅』釋訓「桓桓、「烈烈」、「威也」の意とする。

⑪彭曦も同じ。⑩王輝はまた、號季子白盤（集成10173）に「趙子白、獻戒于王」【趙桓たる子白、戒を王に獻ず】とあるように、この語は武將を贊揚するのに用いられることが多いとみなす。ここでは以上の説に従って「武威ましい」の意にとっておく。

「愆」はかつて愆と隸定され、『說文』二上口部の哲の或體とされてきた字である。⑨劉懷君・辛怡華・劉棟、⑩王輝は従前通り哲と釋し、それぞれ明智・智慧、知の意とする。⑭周曉陸も愆と隸定し哲と釋す。⑪彭曦は愆と隸定し、『說文』十下心部のほうの「敬也」と訓ずる愆に當てる。⑦李學勤・⑫董珊は陳劍の説（「說愆」、「甲骨金文考釋論集」、綫裝書局、二〇〇七年）に従って、愆と隸定し愆の意とする。陳劍の説は、愆すなわち質字で愆と音通し「つつしむ」と解するものである。陳偉武も「大」克鼎（集成571）の「淑愆厥德」【厥の徳を淑愆す】や師望鼎（集成382）の「穆穆克盟厥愆、愆厥徳」【穆穆として克く厥の聰を明らかにし、厥の徳を愆む】の愆を愆と訓ずる（「舊釋折」及从「折」之字平議—兼論「愆徳」和「愆終」問題）、『古文字研究』第二二輯、二〇〇〇年、二五四頁）。本銘には「克明愆厥徳」と言い、もし「克明愆厥徳」とし愆を哲の或體と捉えて哲を知の意（明智・智慧）と解すれば、意味が通らない。また陳劍によれば、明哲という語は文献においては形容詞や名詞としての用法が多く、動詞としての用法が少ないという。その一方で、「愆徳」という用例を多く擧げている。そういった点を考慮すれば、愆は愆と訓すべきである（陳劍説の大意は上に引用したものも含め、本誌第一號に收められた村上幸造「史密簋」に要領よくまとめられているので、参照されたい）。

あるいは厥字を陳劍のように質と釋せないとしても、『説文』哲の或體に當てるのではなく、⑩彭曦のように同じ『説文』でも十下心部の「敬也」と訓ずる哲に當てれば、本銘の文意は通じる。

ともあれ、本銘の「明愆」を「明愆」と讀むとすれば、『易』旅の象傳に「君子以明愆、用刑而不留獄【君子は以て明愆し、刑を用いて獄を留めず】」とあり、孔疏に「故君子象此靜止、明察審愆、用刑而不稽留獄訟【故に君子は此の靜止に象り、明察審愆し、刑を用いて獄訟を稽留せず】」と言ふことから考えると、本銘の「克明愆(愆)厥徳」とは「よくその徳を察してつつしむ」という意に解せよう。

「夾響」は他の金文、例えば禹鼎(集成2833)に「克夾響先王、奠四方【克く先王を夾響し、四方を奠む】」、師詢簋(集成2835)に「用夾響厥辟、奠大命【用て厥の辟を夾響し、大命を奠む】」とあるのと同じ用例で、響(召の繁體)は詔と音・義ともに同じく、夾響二字いづれも「たすける」の意である。⑪彭曦は『左傳』僖公二十六年「夾輔成王」を引用して夾と輔が同じ意味であること、また、『周禮』天官・太宰「以八柄詔王、馭群臣【八柄を以て王を詔け、群臣を馭す】」の鄭玄注に「詔、助也」とあるのによつて、詔も「たすける」の意であることを證している。

「達殷」の語はまた、『書』顧命に見える。その文には「昔君王王・武王宣重光、…用克達殷集大命【昔君たる文王・武王は重光を宣しき、…用て克く殷に達するまで大命を集せり】」とあつて、本銘と同様文武の受命と達殷とが關連している點で興味深い。達は孔傳・孔疏とも通の意としており、池田末利『尚書』(集英社、一九七六年、p.474)

によれば、漢石經には本文の達を通に作るという。この場合、最後の句は「殷に通ずるところまで大命を成し遂げることができた」という意であると思われる。本銘の釋讀において、⑦李學勤は『書』顧命と孔疏を引き、達を通の意とみなす。⑨劉懷君・辛怡華・劉棟は撻に通ずるとして、討伐・撃打・征伐の意とみなす。⑩王輝、⑫董珊、⑬張潤棠、⑭田率も同じ。本銘の文脈に即して言えば、通と釋するよりは撻と釋するほうが自然である。これは『書』顧命についても言える。なお、史牆盤(集成10175)には「緡圉武王、通征四方、達殷峻民【緡圉なる武王、四方を通征し、殷の峻民を撻つ】」とあり、白川靜は、武王が四方の支配地を巡撫し、殷の改悛すべき民(殷の遺民で周の支配から逃れた者)を討伐すると解している(通釋補15)。

「膺受天魯令(命)の魯を、⑩王輝および⑭周曉陸は、『史記』周本紀の「周公受禾東土、魯天子之命【周公、禾を東土に受け、天子の命を魯す】」の下句を、魯周公世家では「嘉天子命」に作っていることから、嘉美の意とみなす。

「匭有四方」は金文常見の句で、従前より「匭」を「溥」と讀み、「四方をあまねく(廣く)保有する」と一般的に解せられている。⑭周曉陸が指摘するように、『書』金縢では「敷佑四方」と記されている。


「竝宅」の竝を、⑦李學勤は四行目の「方狄」および六行目の「方裏」の方と同じく、旁と讀み廣大の意とみなすが、ここでは「ならびに」と元來の字義で通じる。「厥董(勤)疆(疆)土」の董を、⑮連劭名は『易』艮卦の艮が馬王堆帛書では「董」に作られていることから、根すなわち大本と解するが、勤と讀んで「勤めはげんで得た疆土」と

解せば十分である。

「用配上帝」とは、『詩』大雅・文王に「殷之未喪師，克配上帝【殷の未だ師を喪はざりしとき、克く上帝に配したり】」と同様、上帝の意志あるいは命に適合していたという意である。

孚朕（朕）皇高且（祖）公弔（叔）、克逖匹成王、成受（授）大令（命）、方狄（逖）不高（享）、用奠三（四）或（國）萬邦。

本段では、逖の六世前で成王に仕えた皇高祖公叔の功業を述べている。

「克逖匹成王」の逖（）は、ここでは作器者名、すなわち固有名詞ではなく、動詞として使われている。⑨劉懷君・辛怡華・劉棟は

逖と隸定し來に通ずとし、『爾雅』釋詁の「來、勤也」の訓を採る。

⑩田率も逖と隸定し勤勉と解する。⑪⑫周曉陸は、逖は徠に通じ、すなわち來で勤勉輔佐の意ありとする。⑬彭曦は逖と隸定するが、どういう意味に解するかについては言及していない。⑭李學勤は逖と隸定して佐と讀むとし、他の金文の用例、すなわち單伯吳鐘（集成 82）

の「逖匹先王」、史牆盤（集成 10175）の「逖匹厥辟」を引用し證を加えている。また⑮李學勤は、叢「筆者注、『說文』六下叢部に收める」・

佐いづれも韻母が歌部、聲母が前者は禪母、後者は精母とし、兩者通ずと説く。なお、⑯李學勤と同様の説は、李は引用していないが、本盤出土以前すでに湯餘惠が唱えている（『讀金文瑣記（八篇）』、『出土文獻研究』第三輯、一九九八年）。陳劍は逖と隸定し、郭店楚簡の『禮

記』緇衣に引く『詩』小雅・正月「執我仇仇【我を執りて仇仇とす】

の仇字や、『詩』周南・關雎「君子好逖【君子の好逖】」の逖字をどちらにも裁に作ることから、仇と讀み、『詩』秦風・無衣「與子同仇【子と同一に仇ふ】」の毛傳に「仇、匹也」とあることから、匹すなわち「つれそう」の意と解する（據郭店簡釋讀西周金文一例）、『甲骨金文考

釋論集』綫裝書局、二〇〇七年）。⑰董珊はこれに従う。⑱王輝は陳劍の仇と讀む説に従うが、逖と隸定することには躊躇し、逖と隸定している。⑲彭曦は逖の意味を説いていないが、匹は輔弼の意と解している。⑳田率も輔佐の意とする。

筆者の考えを以下に述べる。まず、本銘と同様あるいは類似の用例を次に挙げる（摹字は『金文編』へ中華書局、一九八五年版）から取った。

I 單伯吳生鐘（集成 82、通釋 132）

「單白吳生曰、不顯皇且刺考、匹先王、舜勳大令。」【單伯

吳生曰く、丕顯なる皇祖刺考、先王を逖匹し、大命に勳勤す。】

II 史牆盤（集成 10175、通釋補 15）

「甬惠乙且、匹卒辟、遠猷腹心子厥。」【和惠たる乙祖、厥の

辟を逖匹し、遠く猷りて腹心子厥となる。】

III 剏尊（集成 6014、通釋補 1）

「王冝宗小子玪京室曰、才昔爾考公氏、克文王、緯文王受

兹「大令」。【王、宗小子に京室に昇げて曰く、昔、爾考公氏

に在りては、克く文王を逖く。緯緯に文王、茲の「大命」を受く。】本銘をふくめて字の右上部は、金文の一般的な來（來）や來（求）

の形とはちがうし、**𠂔**・**𠂔**（𠂔）は下部が繁になっているから、本字を逡・逡と隸定し、そこから字義を導き出すことは妥當ではないと思われる。同籀（集成 4271）には「王命同**𠂔** 右吳大父【王、同に命じて虞大父を差右せしむ】」という句があり、その**𠂔**（差）字の上部は、本銘およびⅠ・Ⅲのものと同様（同様のことはすでに⑬劉源や⑳周曉陸が指摘）。Ⅱの當該字に垂れた筆畫を缺いているのは、下部の止字と同じく銹に覆われている可能性があるが、用例からみて同一字としか考えようがない。差字はまた、戰國金文でも**𠂔**（**𠂔**）（國差鐘、集成 10361）、**𠂔**（**𠂔**）（宋公差戈、また不易戈とも。集成 11289）と書かれ、ことに前者の上部はまさしく本銘のそれと一致する。差は『説文』五上左部に載せる篆體では「**𠂔**」と書き（段注經韻樓臧版本）、左と叒に从う字（『韻會』の引用では「**𠂔**」左叒省聲）。段注は省を衍字とする（**𠂔**）であるから、**𠂔**の右上部は叒で、字の全體はやはり逡と隸定するのが至當だと思われる。また動詞の用法としても、前引した金文の用例にはこの字の次に匹（弼の假借）字が置かれることから、佐と訓ずるのが最適だと考えられる。それゆえ、ここでは湯餘惠や⑦李學勤に従って、**𠂔**を逡と隸定し佐（たすける）の意とする。

「逡匹」の匹は弼の假借で、兩字あわせて「たすける」の意である。「成受大命」を、⑪彭曦は「天が成王に賦與した使命を成就した」と解する。⑰張崇禮は成を承と讀むべきだとし、『大戴禮記』五帝徳「帝舜」承受大命」などを引いて證とするが、文王・武王がすでに大命を膺受しているのだから、⑪彭曦の解釋がよい。

「方狄不享（享）」の方を、⑦李學勤は六行目の「方懷不廷」の方と同じく旁と讀み、廣大の意とみなす。また狄を逡と讀み、『詩』商頌・殷武「莫敢不來享」の享を獻と訓じ（おそらく鄭箋に據る）、「方狄不享」の句を「成王に」臣服來獻しない國族を「おおいに」驅逐して遠ざけ「たと解する。⑩王輝は時間を表す副詞と捉え、『廣雅』釋詁「方、始也」の訓を採る。⑩王輝はまた狄を逡と讀み、『説文』では逡の古文が剔であり、『詩』大雅・抑「用邊蠻方」の鄭箋に「不享、謂不祭祀也」とあること、『書』泰誓下「宗廟不享」の孔疏に「不享、謂不祭祀也」とあることから、「方狄不享」の句を「成王が「はじめて」祭祀禮儀を知らない荒遠の邦を治め服え」たと解している。④李零は、この句の方字（**𠂔**）および六行目の「方懷不廷」の方字（**𠂔**）が二行目の「匍有四方」の方字（**𠂔**）とは字形が異なっているのは用法に區別があるともみなし、前者を「はじめて」の意と解する。また、狄は『詩』魯頌・泂水「桓桓東征、狄彼東南」桓桓として東征し、彼の東南を狄**𠂔**」の狄で、剔除の剔（のぞく）と讀むべきではないかと解する。不享は「來りて進貢せず」の意とする。⑫董珊も方の字形の違いに着目し、兩者は表すことが異なるとみなして、前者を偏（あまねし）と訓じ、不享を「來りて朝見せざる方國」と解する。⑨劉懷君・辛怡華・劉棟は方狄と後段の「方裏不廷」の方裏をそれぞれ、狄方・裏（鬼）方の倒文とみなし、史牆盤に蠻方を方蠻と稱していることを證として舉げている。⑪彭曦も方狄が狄方の倒文で、『詩』にたびたび言及される玁狁だろうとし、「方狄不享」の句を「狄なる方國「すなわち玁狁」が「周に」やっ来て進獻しない」と解する（不享の解釋は典據とと

もに⑦李學勤と同じ。⑭周曉陸も狄(逖)方の倒文で遠方と解し、不享は不享で、遠方が大いに安善を享受するという意にとっているらしい。しかし、後三者のように方狄が狄方を倒文とみなす考えは、後段の「方襄不廷」の方襄を襄(鬼)方の倒文とみなす考えとともに、無理があると言わねばならない。

「不享」は⑦李學勤が解するように臣服來獻せざる國族と考えられ、狄は、前段に「文王・武王が殷を撻ち、…四方を廣く保有した」とあること、本段の下句に「四國・萬邦を奠む」とあることからすれば、撻と同じく積極的な武力行動と考えるのがよく、逖と讀み、『說文』二下走部に「逖、遠也」と訓ずるように、臣服來獻せざる國族を遠ざけた、つまり武力を行使して追い拂ったという意に捉えておく。

孚朕(朕) 皇高且(祖) 新室中(仲) 克幽明阜(厥) 心、夔(柔) 遠能狄(邇)、會饗(詔) 康王、方襄(懷) 不廷。

本段では、遼の五世前で康王に仕えた皇高祖新室仲の功業を述べている。

「克幽明厥心」の幽明を、⑩王輝は反義語ではあるが、本銘中では明の一面を強調するとし、八行目の「脊(靈) 明厥心」と大意は同じと解する。⑪彭曦は「その(新室仲の) 心(聰明才知) は一切を明察できる」と解するが、述語を主語とはみなせない。⑩王輝の解を採る。

「夔遠能狄」の句については、孫詒讓がつとに「克鼎釋文」(『籀頊述林』七所收)において『詩』『書』の「柔遠能邇」に當たる句で、「安

遠而善近」の意として以來定論となっているが、改めて詳細かつ要領を得た⑩王輝の解釋を以下に掲げておく。

夔は字書になく、『金文編』は卷九頁部に附している。「大」克鼎【集成1514】・番生簋【集成4336】にはいずれも「夔遠能狄」の語がある。ただ、本盤および番生簋では頁は~~も~~、すなわち夔に作る。夔は上古音では幽部泥紐、柔は幽部日紐で、二つの字は疊韵であり、泥と日は雙聲に準じる。それゆえ、夔聲と柔聲の字は通用する。夔字は徐鍇の『說文解字』繫傳』では彘に作る。「史」牆盤【集成10175】の「上帝司夔」の夔を、李學勤先生は柔と讀む。秦公鐘【鐘の誤り。集成270】の「夔變百邦」の夔は柔變百邦と讀む。『爾雅』釋詁には「柔、安也」とある。狄は異體字に夔に作るものがあり、樹藝「草木を植える」の字で、通行體は執に作る。『說文』「七上日部」に誓字があり、「日狎習相慢也【日び狎習し、あい慢るなり】」と言う。段玉裁は誓を誓の誤りで、いまは夔「なれる」に通じ、典籍では意味が近いことか邇【ちかよる】に作ると説く。『尚書』立政に「藝人表臣」とあるが、孫詒讓は『籀頊述林』「七、第一四葉」のなかで、「藝人もまた邇臣を謂ひ、表臣を遠と爲すと正しくあい對す」と言う。晉姜鼎【集成1496】には「用康夔妥襄(懷) 遠狄君子【用て遠狄の君子を康柔妥懷んず】」とあり、遠狄は遠邇である。柔遠能邇は先秦の常語で、遠近をよく安撫することを意味する。『尚書』顧命に「柔遠能邇、安勸小大庶邦【遠きを柔らげ邇きを能んじ、小大の庶邦を安勸す】」と、『詩』大雅・民勞に「柔遠能邇、以定

我王【遠きを柔らげ邇きを能んじ、以て我が王を定む】とある「の
が、その例である」。

「會嚮（詔）康王」の會嚮（詔）を、⑨劉懷君・辛怡華・劉棟や⑩
彭曦は朝見・會同と解するが、逡の家のような先祖代々周王に仕える
近臣が天子に朝見するのは當然のことで、ことさらに記されることで
はなからう。文献には直接に會を輔佐と訓ずるものは見當たらぬも
のの、『爾雅』釋詁に「鼓・部・盍・翁・仇・妃・匹・會、合也」
とあって、仇・偶・妃・匹と並列されており、これらの字は「つれそ
う」の意を持っているから、會にも「つれそう」、ひいては「たすける」
という訓を與えてもよいのではないかと思う。夾嚮と同じく二字で「た
すける」の意と解したい。なお、『書』文侯之命には「汝肇刑文武、
用會紹乃辟、追孝于前文人【汝、肇めて文武に刑り、用て乃の辟に會
紹し、前文人に追孝す】」とあり、「會紹」の語が見える。孔傳は「言
汝今始法文武之道矣、常用是道合會、繼汝君以善追孝於前文德之人【言
ふところは、汝今始めて文武の道に法り矣、當に是の道を用て合會し、
汝の君を繼ぎて善を以て前文德の人に追孝すべし、と】」と注し、會
と紹を分けて解するが苦しい解釋と言わねばならない。『書』などの
古典を、舊注に頼るばかりではなく、金文の文例を参照して読み直す
必要があることを思わせる一例である。

「方懷不廷」について、⑦李學勤は單に毛公鼎（集成2811）の「率
懷不廷方」を參看すべしと言うのみ。④李零は先の不亭とこの不廷
が古籍で併説されることを指摘し、その例として『大戴禮』五帝徳の
「舉阜陶與益、以贊其身、舉干戈以征不亭不廷無道之民」を引用し、

不廷を「來りて朝見せず」の意、懷を懷歸（なつかせる）の意と解す
る。⑪彭曦は同句を引用し、周に來朝しない方國を懷柔すると解する
（ただし懷を來と訓ず）。⑫董珊は不廷を「周邦に臣事せざる方國」と
解する。白川靜は毛公鼎の「不廷方」について、『詩』大雅・韓奕「幹
不廷方【不廷の方を幹す】」、常武「徐方來庭」を引いて、常武の毛傳
「來王庭」の訓を採り、來庭を來王・來朝の意と解する（通釋181）。
要するに不廷は不來庭方で、周に來朝しない、すなわち臣事しない方
國のことであり、本句はそのような方國をもれなく懷柔したという意
味である。⑨劉懷君・辛怡華・劉棟は「襄（鬼）方が王廷に來りて朝
見しない」と解するが、本段は本句で完結しているから、「康王に會
紹（三氏の解では會同すなわち朝見）し、襄（鬼）方は來廷しない」
で段が終わってしまったって文脈の流れがごちないし、何よりも皇高祖
新室仲の功業を贊揚することにならなくなるので従いがたい。

孚猷（朕） 皇高且（祖） 惠中（仲） 盞父、盪蘇于政、又（有）
成于猷、用會邵（昭） 王・穆王、盜（盜） 政三（四） 方、廝（撲）
伐楚荆（荆）。

本段では、逡の四世前で昭王・穆王に仕えた皇高祖惠仲盞父の功業
を述べている。

「盪蘇于政」の盪蘇について、⑩王輝は『説文』「十二下弦部」「盪、
弼戾【矯め曲げる】」也。从弦省、从盪、讀若戾、『爾雅』釋詁「戾、
至也」を引き、至を致、蘇を和とする唐蘭の説（『西周青銅器銘文分

代史徴』、中華書局、一九八六年、四五二頁）に従う。⑪彭曦の解釋も同じ。⑫董珊は戻りと読んで「安定和協」の意とする。⑬麻愛民は盤を戻・利と読んで蘇（和）と同義とし、「和于政（政に和あらしむ）」と解する。「盤蘇于政」は他の金文、例えば、癩鐘丁組（集成321）に「曰古文王、初盤蘇于政、上帝降懿德【曰に古の文王、初めて和を政に盤し、上帝、懿德を降す】」、史牆盤（集成10175）に「曰古文王、初斂蘇于政、上帝降懿德【曰に古の文王、初めて和を政に斂し、上帝、懿德を降す】」、師詢簋（集成4335）に「用夾罍乃辟、奠大命、盤勗爭政【用て乃の辟を夾詔し、大命を奠め、和を政に盤す】」とあり、白川静は「乖亂のものを治定和合する意」とする（通釋補15）。諸説ほぼ同様な意に捉えており、和を國政に致す、つまり國政に安定・調和ないし秩序をもたらしたという意にとればよからう。

「用會」の會は、さきの會罍・夾罍の省略語で「たすける」と解する。「盜（盜）政四方」の盜を、⑦李學勤は「次に从い、『說文』「八下缺部」次字の縮文の形「二水に从う」と同じである。次は涎字で、ここでは涎と読み、〃延政四方〃はその徳政を四方に廣めおよぼすという意味である」と解する。⑩彭曦も涎と読んで連續あるいは施行と訓じ、「連續して政を施し四方を治理す」と解する。⑫董珊は延あるいは施と読んで、『詩』大雅・旱麓の「施于條枚【條と枚に施びる】」を『韓詩外傳』卷二や『呂氏春秋』知分に「延于條枚」に作ることから、兩字通ずるとし盜政を施政と解する。④李零は調正と読んで現代語の調整と解する。⑭周曉陸は本字の上部が改に从っているとみなし、改の省體で、『廣雅』釋詁三「與也」の訓を採って、政を四方に與える

と解しているらしい。⑩王輝は、盜は盜の異體字で、盜は挑・擲（擲・剽）と通用する（宵部疊韻）のではないかととして、盜政を擲征と読み征討の意と解する。⑮田率は二字を討征と読み、⑯連劭名は衍征と読んで「廣く四方を政める」と訓ずる。

本句は、下旬に「廝伐楚荊【楚荊を撲伐す】」とあることを考えれば、政を四方に施し楚荊を討伐すると解するよりは、「盜（盜）政」を軍事に關わる用語と解するほうが文脈上自然で繋がりやすいと思われる。従って、⑩王輝のように盜は盜の異體字で擲と読み征討の意、政は虢季子白盤に「易用弓・彤矢・其央、易用戍、用政緝方【賜ふに弓・彤矢・旗央を用てす、賜ふに鉞を用てす、用て蠻方を征せよ】」とあるのと同様、いまこれも征討の字として使用されているとみなし、「四方を擲征した」と解しておく。

「廝伐楚荊」の廝は從來、撲（うつ）と釋されてきた字であり、⑪彭曦はその説を採るが、⑦李學勤、⑩王輝、⑫董珊および⑮田率は翦・翦と読み劉釗の説（『古文字考釋叢稿』、嶽麓書社、二〇〇五年、一四五頁）に従う。劉釗の説に言う。「戈あるいは刀に从い、戡聲である。美は字で、划【划の誤りだらう】・踐あるいは翦と讀む。廝伐はまた馱鐘【集成260】・禹鼎【集成2833】に見え、踐伐と讀む。また散盤銘【集成1786】に“用矢戡散邑”とあるのもまた、踐あるいは翦と讀み、滅の意である。『尚書』蔡仲之命に“成王、東のかた淮夷を伐ち、遂に奄を踐ほす”とあり、孔氏の傳に“遂に奄を滅ほしてこれを徒す”と言う」と。しかし、廝は『說文』三上美部の「美」に从っており、従前通り撲（うつ）と釋して差し支えないと考える。

掌朕(朕) 皇高且(祖) 零白(伯)、炎明昏(厥) 心、不象(惰)
 □服、用辟葬(共) 王・懿王。

本段では、逡の三世前で共王・懿王に仕えた皇高祖零伯の功業を述べている。

「零伯」の零を、⑩王輝は『隸釋』故民吳仲山碑「神零有知」の洪适注に「碑以零爲靈【碑、零を以て靈と爲す】」とあるのに據って、靈と通ずとする。

「炎明厥心」の炎明を、⑦李學勤は史牆盤(集成1016)などの咎明とし、炎を廉(廉)と讀むが、本銘における意味は解いていない。

⑩王輝は咎明と隸定し咎を舜字に當て、史牆盤の「咎明亞祖父辛【咎明なる亞祖父辛】」、師夙鼎(集成2830)の「用井(型) 乃聖祖考陞明【用て乃の聖祖考の陞明なるに型る】」を引き、後者の陞明を于豪亮の説(出所未詳)に從つて靈明と讀み、『詩』大雅・靈臺「經始靈臺【靈臺を經始す】」の毛傳に「神之精明者稱靈【神の精明なる者を靈と稱す】」とあるのによつて精明(あきらか)の意と解する。⑨劉懷君・辛怡華・劉棟および⑪彭曦は舜明と隸定して、隣(『說文』に「目精(ひとみ)」とある)であるとし、耳目聰明の意と解する。⑬劉源は舜明と隸定して、舜を耳目聰明の意と解する。⑭周曉陸は咎明すなわち舜明で、舜を磷火(鬼火)と考え、舜字の下部が兩足に從つてゐるのは生者が鬼火を見て疾走するさまを表しているのであり、鬼火は古代人が鬼神を畏敬して聖明なる火とみなしたもので、褒贊の詞だと解している。

「炎明」は咎明・陞明と同じ語彙で、⑩王輝のように靈と、あるいは⑭周曉陸のようにと釋しうるかどうかはわからない。いずれも兩火に從う字であるから、炎明・咎明・陞明という語は「あきらか」「あきらかにする」の意にとれば十分であろうし、ここでもその解で通じうる。なお、本盤の前全段(新室仲の段)には「克幽明厥心」という句があるが、修辭上まったく同じ言い回しは避けるほうがよいとして、作銘者がここでは「炎明厥心」と言い換えたものとも考えられる。

「不象(惰) □服」について、象字は從來、冢と隸定して墜の意とされてきた。⑦李學勤もそう解し、下の記し忘れられた□(赤字)を于ではないかとする。⑨劉懷君・辛怡華・劉棟も冢と隸定して墜すなわち失の意と解し、□(赤字)を厥字、服を職事・職務とみなす。⑩王輝もこれに同じで、服に關しては『爾雅』釋詁「服、事也」を引く。⑪彭曦もほぼ同じだが、冢を墜落の意とする。④李零は象と隸定して弛の意、□(赤字)を厥字、服を職責とみなし、その職責を懈怠おこたらないという意味に解する。⑫董珊も象と隸定するが惰と讀み、□(赤字)には厥・在・于のいずれかが補われると解する。この字を象と隸定する説は、陳劍がまず唱えたものである(『金文「象」字考釋』、『甲骨金文考釋論集』、綫裝書局、二〇〇七年)。陳劍は、象字が惰(墮)と音通し懈怠の意をもつと解する。

考えるに、確かに字形から冢と隸定することは難しいし、また、陳劍が金文や文獻の用例を検討して指摘するように、この字の後には目的語を置くことが少なく、一方、文獻の用例では墜字の後には目的語を置くことが多いゆえ、冢と隸定し墜落・失墜の意、すなわち目的語

を伴わず単に「おとさず」「うしなわず」と解しては文意がしっくりこないと思われる。ここでは服という目的語が置かれ、服は事と訓じても通ずるが、『書』旅獒に「無替厥服【厥の服を替つること無からしむ】」と言ひ、孔安國の傳に「使無廢其職【其の職を廢つること無からしむ】」と注するように、④李零が職責という意にとると同じく職と訓ずるのがよい。従って本句は、陳劍の象字説を採って「その（服字の前の缺字は厥だろう）服（職）をおろそかにしない」という意に解すべきであり、そう解せば文意はなだ暢通する。

「用辟共王・懿王」の辟を、⑩彭曦は法・治・理と訓じ、本句を「共王・懿王が國家を治理めるのに服事する」と解するが、無理がある。⑩王輝が「辟はもともと君を指すが、ここでは動詞で君に事える」意としているのが適解である。

孚朕（朕） 皇亞且（祖） 懿中（仲）、 斂諫諫、 克匍保昏（厥） 辟考（孝） 王・彛（夷） 王、 又（有） 成于周邦。

本段では、遼の二世前で孝王・夷王に仕えた皇高祖懿仲の功業を述べている。

「斂諫諫克匍保」について、⑦李學勤は斂を匡と讀むべきで、諫を諫言二字の合文とし、匍を輔と讀む。おそらく「匡し諫言め克く輔保ける」と解するものであろうが、諫下の重文符號には觸れていない。胡長春（『金文考釋四則』、『學術界』二〇〇五年第六期）も諫を諫言二字の合文とするが、斂は廣と讀むべきで「廣く諫言する」という意

に解する。しかし⑦李學勤同様、諫下の重文符號には觸れていない。あるいはいずれも「諫」を「諫言」二字と解するものか。⑭周曉陸は「往諫諫」と讀んで「しばしば進諫する」の意にとっている。⑨劉懷君・辛怡華・劉棟は斂で斷句して、斂を人名すなわち懿仲斂とし、以下「諫諫克匍、保厥辟」と斷句して、諫諫を直言規勸（諫言勸告）という意にとり、番生寔（集成4326）「用諫四方【用て四方を諫す】」ならびに叔夷鐘銘（集成272-278）「諫罰朕庶民左右【朕が庶民左右を諫罰す】」において君主の重臣たる番生や叔夷が四方や左右庶民に對して直言規勸しているのと同じく、本銘においても王に對してではなく、上位の者が下位の者に對して行っていると解する。匍については三氏の解はない。三氏は「保厥辟」を「大」克鼎（集成2896）に記される「保辟周邦」の保辟に同じとみなして治理・安定と解するが、これは無理があろう。⑪彭曦も斂を人名と考え、諫諫克匍を一句とし、『周禮』地官・保氏「保氏掌諫王惡」の鄭注「諫者、以禮義正之」、『詩』邶風・谷風「凡民有喪、匍匍救之」の鄭箋「匍匍、言盡力也」などを根據に、「禮を以て正言規勸する」と解するが、結局のところ匍をどのように解釋するのか明言していない。あるいは禮に則って諫言し、よく力を盡くしたと解しているのかもしれない。⑬劉源も斂を人名と解して皇と讀むが、諫諫を正直と解する。⑩王輝は「斂諫諫、克匍保厥辟」と斷句して、『說文』「三下支部」に「斂、放也。从支、生聲」とあることなどから、斂は廣と讀むべきだとする。また諫については、その聲符である束や闌字が間字と音通することから、簡と讀み、『詩』周頌・執簡「降福簡簡、威儀反反」の毛傳に「簡簡、大也」とあるの

を根據として大の意と解する。匍は甫と讀んで、『詩』齊風「小雅の誤り」・甫田の「俾彼甫田」の甫、すなわち大の意「齊風・甫田」無田甫田の毛傳」とする。結局、⑩王輝は本句に對して、「懿仲は、その胸懷が廣大で「懷が深く」、能く大いにその君たる孝王と夷王を保けた」という解釋を與えている。⑪張崇禮は**杖**の下に重文符號が脱している、すなわち「**杖**＝**諫**」であり、そう補えば後段の「皇考（共）弔（叔）、穆＝**選**（翼）＝」と句式が揃うとし、「**杖**＝**諫**」を皇皇簡簡と讀んで美しく盛んの意に解する。⑫董珊は「**杖**＝**諫**」と斷句して**杖**を往と書き換え、**諫**は十四行目の「**諫**辭（父）四方」の**諫**（救）とは意味が異なり、**諫**の＝は重文符號の可能性もあれば、同形の字を區別する作用を起こすだけの可能性もあるが、いずれにせよ往**諫**＝は古籍に見える「**狂**簡」（『孟子』盡心）あるいは「**狂**狷」（『論語』子路）に相當し、「**狂**」は志大にして進取し「自分から物事を求め」、**狷**は流れに同じ汚れに合そわなない」という意に解し、皇亞祖懿仲に對する人物評價だとする。

杖を懿仲**杖**という人名に解する説については、本銘に出現する祖先名、すなわち前段までの單公・公叔・新室仲・惠仲蓋父・零伯、ならびに後段の共叔から考えれば、おおむね兄弟順を表す呼稱が最後に置かれていたわけだから、成立しがたいと思われる。惠仲蓋父の例にしても、最後は尊稱「父」で終わっているから、**杖**が人名だとすれば、そのような尊稱が附されるのではなからうか。

この部分は確解を得がたく、もし「**諫**」を諫言二字と釋しうるならば、⑦李學勤のように**杖**を匡と讀んで「匡諫言（ただしさいめる）」

と解せるかもしれないが、第一段の單公に對して「**桓**＝克明質（慎厥德）」と言ひ、第七段（後段）の「**共**叔」に對して「**穆**＝**選**（翼）＝」と言ふことから考えれば、それらと類似の表現で作銘されたと思われる。「**杖**」下に重文符號を脱している可能性も否定できないが、「**杖**＝**諫**」と斷句し、⑩王輝の説に従って「**杖**（おお）いに**諫**（簡簡）く」と訓み、「その胸懷が廣大で」との解を採っておく。その次の「匍保」は輔保（たすける）と解してよいだろう。

孚朕（朕）皇考葬（共）弔（叔）、穆穆選（翼）選（翼）、**穌**匍（詢）于政、明陵于德、宮（享）辟刺（厲）王。

本段では、逡の一世前で厲王に仕えた皇考共叔の功業を述べている。

「穆穆選（翼）選（翼）」について、⑩王輝は揚雄『太玄』四・禮「穆穆肅肅、敬出心也」とあるのによつて穆穆を肅敬と、「爾雅」釋詁に「翼、尊也」、同釋訓に「肅肅翼翼、恭也」とあるのによつて翼翼を恭敬と解する。⑪彭曦は『一切經音義』や『詩』大雅・烝民の鄭箋に「穆、和也」、「字彙補」に「穆、悅也」とあるのによつて穆穆を和悅の意、「説文」に「選、行聲也」とある選が引申して勤勉の意となるはずだとし、選選を勤政と解している。⑫彭曦の説は選に關して、なぜ引申義が謹慎となるのか理解に苦しむ。ここでは⑨劉懷君・辛怡華・劉棟および⑩王輝の解が妥當で、「穆穆翼翼」とは恭敬嚴肅といった意味としておけばよからう。

「**穌**（和）匍（詢）」の穌詢を、⑦李學勤は和順と解する。政治を平

穩かつ順正に行うといった意にとるものか。⑩王輝は旬を『説文』「新附三上」「詢、謀也」の詢とする。協力して國政を議すといった意にとるものか。⑪彭曦は『説文』「二下論部」「穌、調也。(中略)讀與和同、同「詢、謀也」を引いて、本句を「善于謀略協調于政」(謀略を善くし政を協調させる)と解するが、これも理解に苦しむ。⑫劉源は「穌旬于政」と隸定し、旬を『説文』「三下言部」の「駭言聲」おどろき言う聲」と訓ずる旬字とし、政事を調和させ弘大にするの意に解する。⑬連劭名は「和均于政」と釋し政治を平らかにする意にとっていると思われる。

穌が和字であることは問題ないとして、旬は于省吾・郭沫若・容庚が説くように(周法高主編『金文詁林』0286、一二七六―一二七八頁引)、その从う勺は甲骨文の旬(む)字であり、詢と釋しうる。ただ他の金文に「穌(和)旬(詢)」なる語がないので確實なことは言えないが、⑦李學勤あるいは⑩王輝いずれの説でも文意は通る。文獻には「和順」と熟する用例があり、例えば、『易』説卦「和順於道德而理於義」(道德に和順して義を理む)、『禮記』樂記「和順積中、而英華發外」(和順、中を積み、英華、外に發す)、同「在族長鄉里之中、長幼同聽之、則莫不和順」(族長の郷里の中に在りて、長幼共にこれを聽かば、則ち和順せざるはなし)、『禮記』昏義「天子聽外治、后聽内職、教順成俗、外内和順、國家理治、此之謂盛德」(天子、外治を聽き、后、内職を聽かば、教へ順ひ成俗を成し、外内和順し、國家理治す、此をこれ盛徳と謂ふ)を挙げることができる。本句の「穌旬于政」は第四段に恵仲蓋父が「盤穌于政【和を政に致す】」と類似的表現、

あるいは言い換えた表現法と捉えて、⑦李學勤のように「和順于政」と讀んで「國政を平隱無事にした」という意に解しておく。

「明隸于德」の隸を、⑦李學勤は濟と讀み、『爾雅』釋言の「成也」の訓を採る。⑩王輝は隸と隸定して濟と讀み、『玉篇』に「濟、登也、升也」とあることから、「隸于德」を德の境地に到達すると解している。また、齊字と妻字の上古音はともに脂部で棲と讀み、秦印の文「栖仁」の栖が棲字で、依や據の意をもち、『論語』述而に「志于道、據于德、依于仁」とあることから、秦印の「栖仁」を「依于仁」、本句の「隸德」を「據于德(德に據る)」とも解している。段ごとのまとめでは後者の解を採っている。⑪彭曦は隸と隸定し、『集韻』「隸、躋也」と『説文』「躋、登也」とから、升・高と訓じ、「徳性高尚(完美)」という意味で、『書』君陳の「明德惟馨」の意と同じと解する。⑫董珊は隸の右旁に聲符「齊」を加えた字とし、⑦李學勤と同じく濟と讀んで、明濟を聰明干練(練達・有能)の意と解するが、本句四字全體の意については言及していない。⑬劉懷君・辛怡華・劉棟は隸の釋字を行っていないが、本句四字を「德行顯明」の意と解する。⑭麻愛民は「明齊」と讀み、『國語』周語上の「其君齊明…其德足以昭其馨香【其の君齊明…其そ徳以て其の馨香を昭らかにするに足る】」、『荀子』修身「齊明而不竭、聖人也【齊明にして竭きざるは、聖人なり】」の齊明とし、本銘の「明齊于德」とは道德方面で聖明・純正の境地に達する意と解する。⑮連劭名は『禮記』中庸の「使天下之人齊明盛服【天下の人をして齊明盛服ならしむ】」、『國語』楚語の「而又能齊肅衷正【而して又た能く齊肅衷正す】」、『國語』周語の「明、精白也」を引いて、齊

明すなわち明齊で、精一「心に混じりけがないこと」と解する。⑬劉源は明齊すなわち齊明とし、齊一公正の意と解する。

逡字は⑩董珊が説くように逡に聲符「齊」が加えられているが、逡にしる聲符「齊」を加えた逡にしる他の金文に見えない字であるから、これも確解を得がたいが、「齊」と読んで、『詩』小雅・小宛「人之齊聖」の毛傳「齊、正」の訓を採り、「明逡于德」で「徳を明らかに、そして正しくする」という意に解したい。第一段の單公が「よくその徳を明愼（察）した」というのと類似の表現と見ておく。

「享辟厲王」の享を、⑦李學勤は獻と訓じ、古代においては上位者に事えることを享と言ったとして、その根據に『書』洛誥「汝其敬識百辟享【汝其れ敬みて百辟の享を識れ】」の孔傳「奉上謂之享【奉上、之れを享と謂う】」、克盃・克壘（近出 942・987）「惟乃明乃心、享于乃辟【惟れ乃ち明、乃ち心、乃の辟に享ふ】」を引いている。また⑦李學勤は本句二字目を逡と隸定している。その意は當該箇所では記していないが、佐と讀んで、厲王に事え輔弼するという意に解しているのだろう。⑩彭曦は『説文』に「享、獻也」とあることから享を獻と訓じ、本句二字目を佐と隸定して、本句を「厲王に身を獻げて輔佐する」という意に解する。⑩王輝は本句二字目を辟と隸定して擁戴の意に解している。本句二字目は何字かやや辨じがたいが、④李零も言うように辟字の殘缺したものであろう。本句は「身を獻げて厲王に事えた」という意に解しておく。

逡肇（肇）屛朕（朕）皇且（祖）考服、虔夙（夙）夕敬朕（朕）死（死）事。肆天子多易（賜）逡休。

屛字については、⑧裘錫圭が李家浩の説（俞偉超『中國古代公社組織的考察——論先秦兩漢的單—俾—彈』、文物出版社、一九八八年、一一—一五頁）をもとにやや詳細に論じている。以下、裘錫圭説の大意を掲げる。

屛は『説文』「二下彳部」の徙（止）字の古文屛（屛）に當たり、徙の从う止は小の譌變で、沙と古音が近いことから、徙は彳に从う沙の省聲の字であり、西周金文の逆鐘（集成 2812）に見える「彤沙」の沙が屛に作られ、古文字中において尸偏と尾偏は通用することから、屛と屛は同じ字で、いずれも沙の省聲に从って「以上は李家浩の説に従う」。東周金文の屛および『説文』古文屛の从う米は少の譌變であり、東周齊國の叔弓鐘（鐘の誤り。集成 285）「屛擇吉金」、陳昉簋（集成 4190）「屛擇吉金」の屛（いずれも屛に从う）は選と讀むべきである。音韻上においても、沙は生母歌部、選は心母元部で、聲母は音が接近し韻部は陰陽對轉である。本銘の「屛朕皇祖考服」については、上古において選と音通した纂と讀んで繼と訓ずる。選は異聲に从い、纂は算聲に从うが、『説文』「五下食部」は異聲に从う饌を算聲に从う纂の或體としている。従って、選を纂と讀むのは十分理に適っている。また李家浩が引用して説くように、他の金文の用例においても、禹鼎（集成 2833）「命禹屛朕祖考政于井邦」、豆閉簋（集成

4276)「用屨乃祖考事」、陳侯因咨敦(集成4649)「屎嗣超(桓)文」の屎・屨・屎は選と通用する纂と讀める。これもまた李家浩が引用して説くように、文献においても、『禮記』祭統に引く孔惺鼎銘に「纂乃祖服」とあり、鄭注には「纂、繼也、服、事也」と言い、『左傳』襄公十四年にも「纂乃祖考」とあり、鄭玄の注と杜預の注はいずれも「纂、繼也」と言う。本銘の屎を選と音通する纂と讀み、繼と訓ずる所以である。

⑩王輝は『汗簡』が續の古文とする履と釋して、史牆盤「天子鬪履文武長刺(烈)【天子、鬪みて文武の長烈を履ぐ】」の履と同じであるとし、續は續に通じ、『說文』に「續、繼也」とあることから、繼と訓ずる。⑪彭曦は⑩王輝が『汗簡』を典據としたのに對して、『玉篇』『集韻』を典據とするが、解釋は同じである。以上、いずれの説も屨を繼と訓ずることに變わりはなく、金文や文献の用例から考えても「つぐ」と訓むことにまちがいはない。従って、「逯肇屨朕皇且(祖)考服」は「逯が肇めて我が皇いなる祖と考の服(職)をついだ」という意味である。

「死」は尸。『詩』召南・采蘋「誰其尸之、有齊季女【誰かそれこれを尸らん、齊める季女有り】」の毛傳に「尸、主」とあり、主管すなわち司るの意である。

「天子」とは、これまで本銘に現れた文王から厲王までの王統から考えれば、宣王である。「魯休」の休は祝に通じ、「たまもの」の意。

天子其萬年無疆(疆)、耆(耆)黃耆、保奠周邦、諫辟(父)三(四)方。

「耆」は老と者に従う字だが、⑨劉懷君・辛怡華・劉棟、⑩王輝、⑪彭曦は耆と隸定し、前一者は『禮記』曲禮上の「六十曰耆」、後二者は『說文』「八上老部」「耆、老也」を引用する。④李零は耆と隸定し耆ではないとするが、字釋は行っていない。後文に「黃耆」二字が續くことから考えると、耆の譌變とみなし老の意味と捉えてよいだろう。その「黃耆」を、⑩王輝は『釋名』釋長幼に「六十曰耆」とあること、徐中舒が『論衡』無形篇の「人少則髮黑、老則髮白、白久則黃[:]」、髮黃而膚爲垢、故禮曰黃耆無疆【人、少ければ則ち髮黒く、老いれ則ち髮白く、白久しくなれば則ち黄いろく[:]」、髮黄いにして膚は垢を爲す、故に禮に曰く、黄耆無疆と】を引いて、長壽の意と解する説(『金文暇辭釋例』、『徐中舒歷史論文選輯』、中華書局、一九九八年、五三五頁)に従う。⑪彭曦は『詩』小雅・南山有臺「樂只君子、遐不黃耆【樂しき君子、遐そ黄耆ならざる】」の毛傳に「黄、【黄】髮。耆、老」とあるのを引き、「耆黄耆」三字で高齢長壽の意と解する。ここでは、その解で問題ない。

「諫辟」を、⑨劉懷君・辛怡華・劉棟および彭曦は「諫辟」と隸定し、それぞれ「治理する」、「法を以て治理する」の意に解するが、畢竟、二字で治理の意だとしても、毛公鼎(集成2841)に「咨辟厥辟」とあり辟と辟が別字であることから、辟と隸定することには問題がある。「諫」について⑩王輝は、『說文』「三上言部」の「諫、證也」を慧林「一

切經音義』に引く『説文』では證を正に作り（丁福保『説文解字詁林』の指摘）、『廣雅』釋詁に「諫、正也」とあることから、治理の意と解し、番生簋（集成 4326）の「用諫四方」の諫もその意と解する。「辭」は『説文』九上辟部に「治也」と訓ずる雙字に當たる。また『書』堯典「有能俾父【能らば父めしむ】の孔傳に「父、治也」と訓ずる父字に當たる。これについては、王國維がつとに「毛公鼎銘考釋」（『王國維全集』第一卷、浙江教育出版社、二〇〇九年、二八八―二九一頁）で詳しく論じている。「諫辭」とは要するに、「ただしおさめる」の意である。

王若曰、逡、不（丕）顯文武、膺受大命（命）、匍有三（四）方、剿（則）繇佳（唯）乃先聖且（祖）考、夾饗（詔）先王、𠄎（勳）董（勤）大令（命）。

「繇」を、⑦李學勤は繇字とし由（よる）と讀む。④李零も同様で、原因を表す由と讀む。この説に従えば、「文武が大命を承受し四方を溥有したのは、汝の先聖祖考が先王をたすけししたことによる」の意となる。しかし、それでは繇と唯の順が逆でないといけないのではないか。⑩王輝は『金文編』（中華書局、一九八五年版、八五六頁）の説に従って、發語の詞、すなわち「ああ」の意に解する。金文や文獻（文獻では猷に作る）にそのような用例は存在するが、例えば泉伯或簋（集成 4326）に「王若曰、泉伯或、繇、自乃祖考𠄎【王、若𠄎若𠄎若𠄎曰く、泉伯或よ、繇、乃の祖考自り𠄎】と、『書』多士に「王若曰、猷、告爾多士【王、若く

曰く、猷、爾多士に告ぐ】とあるように、誰かに呼びかける場合に發語の詞として使用されるのだから、これも採りたい。⑪彭曦は諫と隸定して察に通じ、知と訓ずるが、隸定に問題がある。⑫董珊は繇（繇）唯二字が古籍に見える「迪惟」に相當し、語氣を強める虚詞と解している。それで本銘の意は通じないが、音通によって解釋を行っているに過ぎないので、従いがたい。本銘と同様の用例はまた師克盥（集成 2467）に見え、「則繇唯乃先祖考」とある。白川靜は師袁簋（集成 2676）の「淮夷繇我貞晦（賄）臣」と兮甲盤（集成 10174）の「淮夷舊我貞晦（賄）人」を比べ、繇と舊は同義で「もと」と訓じ（通釋 178 および 191）、師克盥の繇も「もと」と訓ずる（通釋 127）。つまり従前の意に解するのである。⑬劉源も白川説と同じ解釋を採る張政烺の説（『周厲王胡簋釋文』、『古文字研究』第三輯、一九八〇年、一〇五―一〇六頁）に従って、従前の意に解する。この訓が師克盥と同様、本銘においても文意が最もよく通ると思われるので、これに従う。

なお曾憲通は、古文字に見える繇・繇をもともど獸形であった形が譌變した字で、『漢書』元帝紀「不知所繇」の顔注に「繇【讀】與由同【繇は「讀むこと」由と同じ】」とあることなどから由に通じ、「馳𠄎（いたち）」と釋す（『釋繇』、『古文字研究』第十輯、一九八三年）。多様な資料を収集して検討を行った曾憲通の字釋は説得力があり、馳と釋し、音は由と見てよいと思われる。由は改めて言うまでもなく自ら従すなわち「よりて」と訓ぜられ、「したがって、それ以來」の意味であるから、つまるところ従前の意と解しうる。ちなみに、由は上古音で餘母幽部、さきの師袁簋に見える舊は群母之部であるが、その聲

符である曰は「幽部」なので音通する。

「**𡗗**（舜）勤大命」という句はまた、毛公鼎や單伯昊鐘、そして本盤と同出の四十二年逯鼎（近出二328・329）および四十三年逯鼎（近出二330・339）にも見える。本句の第一字は上から凡と爵と収きょうに从うが、毛公鼎（集成2841）・單伯昊鐘（集成82）・逯鼎兩器の當該字は**𡗗**に作り凡に从わない。師克盥（集成246）には「有**𡗗**于周邦」とあり、凡に从う。「有**𡗗**于周邦」は逯鼎兩器にも見えるが、やはり**𡗗**に作り凡に从わない。この字は登・勞・播びん・烝・爵などさまざまな釋があり（周法高主編『金文詁林』附録下3108、一四五六～一四七一頁。白川靜・通釋181）、いまだに定解はない。⑦李學勤は愨と釋して勞と訓ずる（詳細は「何尊新釋」、『新出青銅器研究』、文物出版社、1990年、四三頁）。⑩王輝は爵字で恪と讀む説に従い、「つつしむ」の意に解する。⑰張崇禮は収に从い収は亦聲ですなわち共、そして**𡗗**の上部は凡ではなく同に从い、共と同は同源の詞かつ音あい近いとし、共は供奉・敬奉・奉獻・貢獻の義であり、「**𡗗**勤大命」を結局のところ「敬勤大命（敬みて大命に勤む）」と解している。⑱彭曦は爵字に當て、「逯の祖考が」その爵位にあって使命（重任）につとめた」と解する。

字は兩手で爵を奉ずる形で、白川靜が指摘するように、爵は勳勞に報ずる道具であり、爵を執って飲至策勳する（勳功を擧げて歸還し宗廟で酒を飲み、その勳功を策に記す）意を示したものと考えられる（同上）。白川は結局、勳と釋する楊樹達の説（『泉伯或殷再跋』、『積微居金文說』、中華書局、一九九六年增訂版、卷一、四頁）に従い、「勳勤

大命【大命に勳勤す】」「有勳于周邦【周邦に勳有り】」と訓ずる。④

李零も字形から何字に當たるかは保留するが、勳と訓ずる。上部の凡（前掲の李學勤「何尊新釋」は「とする」）が聲符である可能性も否定できないが、字形は『說文』十二下女部に載せる婚の籀文**𡗗**に類似するところがあり、楊樹達が指摘するように（同上）、昏と熏は古韻ともに痕部であるから音通し、本字を勳と訓ずれば、本銘や他の金文の用例も文意はなはだ暢通するので、いま勳と訓じておく。

「大命」は⑱彭曦が言うように使命（重任）ともとれなくはないが、やはり前文の「文武膺受大命」と同じく、天から授かった大命のことだろう。従って、「則繇佳唯乃先聖祖考」以下の一文は、「昔より逯の先祖と亡父が先王をたすけ、天から授かった大命にかなうよう勤勞めた」の意と解せられる。

今余佳（唯）**𡗗**（經）乃先聖且（祖）考、**𡗗**（申）**𡗗**（就）乃令（命）、令（命）女（汝）疋𡗗（榮）兌𡗗（司）三（四）方吳（虞）替（林）、用宮御。

「**𡗗**（經）」を、⑦李學勤は常と訓じ、「**經**乃先聖祖考」で「逯の祖考が先王に臣事した關係を常とする」の意と解する。⑨劉懷君・辛怡華・劉棟は行だとし、引申して遵循と訓じる。⑩王輝は常と訓じ（『玉篇』による）、延續の意に解する。⑱彭曦は毛公鼎（集成2841）の「余唯肇**𡗗**（經）先王命【余唯れ肇めて先王の命にのつとる・したがう】」の句式と同じで、法、遵循の意と解する。⑳董珊は大克鼎（集成

2836)の「逡(經)念厥聖保祖師華父」厥の聖保なる祖、師華父を經念す】を引いて、文獻にその用法を探することはできないが、念と訓ずるのかもしれないとする。金文中、本銘と同じ逡の用例には師克盥(集成4467・4468)「王曰、克、今余唯逡乃先祖考克齡臣先王、昔余既命汝、今余唯逡(申)逡(就)乃命」王曰く、克よ、今、余唯れ乃の先祖考の克く齡めて先王に臣ふるを經す。昔、余既に汝に命す。今、余唯れ乃の命を申就す】があり、白川靜は⑫董珊も引用している毛公鼎の用法と對照させて念の意と解している(通釋172)。⑫董珊が言うように文獻に徴はないようであるが、金文の用法から考えると、白川靜・董珊の説に従って念と訓じてよいと思う。

「逡(申)逡(就)」は金文常見の語彙である。⑨劉懷君・辛怡華・劉棟は重申增高と解する陳漢平の説(『金文編訂補』、中國社會科學出版社、一九九三年)に従う。⑪彭曦は鍾庸と讀んで増益して用いると訓じ、現代語の重用の意に解する。⑩王輝は申就と讀んで重申(かさねる)の意と解する。⑫董珊は直ちに申就と釋し、おそらく「かさねて就かしめる」の意に解していると思われる。白川靜は逡の字形を分析して、左旁を絲を架ける象、右上の東を朱の染料を入れる象の象、右下の田を釜甑の象と考え、朱を熏蒸(いぶしてむす)し何回も重ねて(繰り返して)絲を染色するのが原義、逡は重樓の形だと解し、逡臺兩字で「かさねる」意とみなしているらしい(通釋104a)。

逡は、一九八一年に河南省南陽市北郊で出土した仲冉父簋(集成4189)に「南逡伯大宰仲冉父」とあり、『漢書』地理志上・南陽郡の項に「縣三十六。宛故申伯國【縣三十六。宛は故申伯の國】と言う。

前漢代の南陽郡宛縣は現在の南陽市に當たり、この簋が出土した地點と等しいから、申國を表す字として使用されていると考えてよい(崔慶明「南陽市北郊出土一批申國青銅器」、および李學勤「論仲冉父簋與申國」。いずれも『中原文物』一九八四年第四期所收)。また、仲冉父簋出土以前の一九七五年に南陽市西關の春秋墓から出土した簋は、「逡公彭字が自作」した青銅器であり(前掲二論文)、これも申國を表す字とみなすことができるから、逡が申の繁文であることに疑義を挟む餘地はもはやない。動詞としての意味は、「かさねる」でよい。

逡は近年、就と釋して成(なす)と讀む説が有力となっている。以下、李學勤の説(「史惠鼎與史學淵源」、『新出青銅器研究』、文物出版社、一九九〇年)の概要を掲げておく。

史惠鼎「近出」に「惠其日遘月田」□のなかに月を書く」とある句は、『詩』周頌・敬之の「日就月將」に該當し、「遘」は就で、『汗簡』『古文四聲韻』に見える戚字の古文である。就・戚兩字とも聲母は同系で、韻部は幽・覺に分屬し、たがいに平・入を爲しているから、通假してよい。就の義は『淮南子』脩務にこの詩を引き、高誘が「日有所成就、月有所奉行」と注する通りで、成(なす)である。『説文』「五下京部・」就の籀文「𠄎」は京を重ねた形「正しくは京と京の上部」に従っているが、實際には逡臺である。

逡を就と釋することにも今や問題はない。従って、本銘など金文中常見する「逡(申)逡(就)乃命」は、「汝の命を重ねて成す」という意味である。あるいは「汝の命を重ね「その命に」即かしめる」と

解してもよいだろう。

「疋」は疋と読み、『爾雅』釋詁に「胥、相也」とあるように輔佐の意。「爨(榮) 兌」は人名。

「賦耐(司)」も金文常見の語彙であるが、賦についてはどう釋するか定論がないようである。賦の字釋諸說については、木村秀海「西周官制の基本構造」(『史學雜誌』第九四編第一號、一九八五年)を参照。

⑩王輝は高鴻緒『毛公鼎集釋』の説に従って兼と釋す。高説によれば、賦字は手で二つの同じ物を持つ形で、井を聲符とし、兼の初文ではないか、兼字は又(手)で兩禾を持つ形で、秦權に初見するゆえ後起の字であるという。白川靜は、大克鼎に各地の土田を克に賜與した上、景地に井人を賦賜したとあることから賦賜を併賜と解し、賦字は併の聲義を以て釋すべく、従って賦司は兼官の義となる(通釋101)。

「四方吳(虞) 替(林)」の虞林を、⑦李學勤は『周禮』「地官」司徒の山虞・林衡・川衡・澤虞のような、山林川澤の生産を管理する官だとする。⑨劉懷君・辛怡華・劉棟は虞虞とし官名と見ているのだが、職掌については觸れていない。四方については王土すなわち周王の直轄地と考えているようだ。⑩王輝は『周禮』地官・司徒の山虞・林衡・澤虞のような、四方すなわち全国の林木および山澤野物を主管する官で、林業局長に相當するとみなす。⑪彭曦は替を畜と隸定して稽と讀み、虞畜を農林事業を司る官とみならず、畜はやはり替(林)字であるから、ここでは農業とは無関係である。

免簠(集成4296)には「命免作嗣土、嗣奠饗勳采吳采牧【免に命じて司徒と作し、鄭縣の林および虞および牧を司らしむ】」と言い、

鄭縣の林・虞・牧の官を司る例があり、また同簠(集成4277)にも「王命同、差右吳大父、嗣易・林・吳・牧【王、同に命じて、虞大父を左右^{たす}け、場・林・虞・牧を司らしむ】」と言い、場(農圃)・林・虞・牧の官を司る例が見え、虞・林は山林沼澤の産物を管掌する官名と解せられる。「四方」は周王の直轄支配地のみならず周王に服屬する諸國族域をふくむもので、⑩王輝の言うように「全國」と解すべきである。

「用宮御(宮御に用ひよ)」の語はまた、參考欄で後述するように頌諸器にも見え、山林沼澤の産物を王宮における使用品とせよ(王宮の用に供せよ)という意である。四方の虞官・林官を司り、山林沼澤の産物を王宮の用に供せよとは、王宮の必要とする手工業および食用の原料あるいは加工品の調達を全國的規模で行う職務に就けと解するこゝとができ、補佐官ながら逡は先祖代々、王室の府庫すなわち王室財政に關わる極めて重要な職務を擔っていたと考えられる。

易(賜) 女(汝) 赤市・幽黃・攸勅。

「赤市」は紅色の蔽膝(ひざかけ)。「説文」七下巾部に「市、鞞也。上古衣蔽前而已。…鞞、篆文市」とある。「幽黃」は『禮記』玉藻に「再命赤鞞幽衡【再命には赤鞞幽衡】とある幽衡で、鄭注に「衡、佩玉之衡也。幽、讀爲黝、黑謂之黝【衡は佩玉の衡なり。幽は讀みて黝と爲す。黒、これを黝と謂ふ】」と言い、暗黒色の佩玉。黄という字はもと佩玉の全體形である(白川靜『字統』、三〇六頁「黄」に圖を載

せる。「攸勒」は車馬具。攸は鑿に通じ、『説文』十四下金部に「鑿、鐵也。一曰、鑿首銅（たづなの首の銅）也」と、勒は『説文』三下革部に「勒、馬頭落（＝絡）銜也【勒は、馬頭の絡銜なり】」とあり、⑩王輝は攸勒二字で銅飾を施したくつわ（馬首にくわえさせる金具）と解する。

逡敢對天子不（丕）顯魯休瓢（揚）、用乍（作）朕（朕）皇且（祖）考寶隣（隣）般（盤）、用追高（享）考（孝）于壽（前）文人。

「魯休」の休は、前述通り既に通じ「たまもの」の意。金文では「對揚休令（命）」という句も頻出し（通釋卷七索引一六四頁）、休命は賜物と册命と考えられ、それらは君主から臣下に授けられるものであるから、休および休命は引伸して君主から臣下に對する恩寵とも解しうる。逡一家は先祖代々、王から册命と賜物による恩寵を授かってきたが、逡自身も先祖先考が存在して恩寵を承襲したからこそ、それに授かりえた。それゆえ、皇高祖單公から皇考共叔に至るまでの祖考を祭祀するための器を作ったのである。

「用追享孝于前文人（用て前文人に追享孝す）」は、『書』文侯之命に「汝肇刑文武、用會紹乃辟、追孝于前文人【汝肇めて文武に刑り、用て乃の辟を會紹し、前文人に追孝す】とあるのと同じで、前文人とは孔疏に言う「前世文德之人」、追享孝・追孝とは先人に對するものであるから、文德あった祖先の靈をあとから慕って怠りなく祭ることを言う。

尙（前）文人嚴才（在）上、虞（翼）才（在）□（下）、𡗗𡗗（巢）巢、降逡魯多福・費（眉）壽・黹（綽）綽、受（授）余康彘・屯（純）又（祐）・通泉（祿）・永令（命）・霽（靈）冬（終）。

「嚴在上、虞（翼）在□（下）」について、下字は記されないまま空いているが、文脈の上からしても、本盤と同出の四十二年逡鼎に「逡在下」とあり、四十三年逡鼎に「虞在下」とあることからしても、下字の記し忘れであることは明らかである。『詩』小雅・六月「有嚴有翼、共武之服【嚴たる有り翼たる有り、武の服を共にす】」の毛傳に「嚴、威、翼、敬也」とあり、前文人が威嚴かに天界に在し、恭敬みて天界すなわち人間界（下界）に在すことを言う。

「𡗗𡗗巢」は他の金文にも見える（通釋卷七索引二六六頁参照）。本盤では「巢」の重文符號を脱しているが、補うべきである。𡗗鐘（宗周鐘、集成266）では「巢巢𡗗𡗗」と記す。郭沫若は唐蘭の説（出所未詳）に従って巢巢を薄薄と讀んで勃勃あるいは磳磳と訓じ、𡗗𡗗を蓬蓬あるいは磳磳と訓ずる（『兩周金文辭大系』釋編第五三葉上、宗周鐘）。磳磳磳磳は雙聲の疊語であるが、すなわち旁磳（⑩王輝）、「廣く滿ちわたる」の意である。「𡗗𡗗巢巢、降逡魯多福」とは、前文人の「神氣四邊に滿ち、祖靈が來格して慶福を【子孫に】與える」（通釋266）ということである。

「費（眉）壽」の費を、⑩王輝は字形から水盆で臉を洗う意の類（沫）の本字とする他者の説に従い、古籍では多く眉壽に作ると言う。白川靜も『説文』十一上「二・水部」の「洒面也【面を洒ふなり】」

と訓ずる沫字に當てるが、字は盤中の水をもつて頭髮を洒う形とし、眉壽の眉は假借とみなす（『字統』、七一七～七一八頁「沫」「眉」）。眉壽は⑩王輝が引くように、『詩』幽風・七月に「以介眉壽【以て眉壽を介む】」、同小雅・南山有臺に「遐不眉壽【遐ぞ眉壽ならざる】」とあり、前者の毛傳に「豪眉也」、後者のそれに「秀眉」と言い、前者の孔疏には「人年老者必有豪毛秀出者、故知眉謂豪眉也【人、年老いたれば必ず豪毛秀出する者あり、故に知る、眉を豪眉と謂うを】」と解する。要するに長壽の意である。

「𦉳（綽）縮」の𦉳は、『説文』十三上素部に「𦉳、緩也、；綽、𦉳或省」とあつて綽に同じ。また「緩、𦉳也、；緩、緩或省」とあるから、「ゆるやか」「のびやか」の意である。縮は『書』無逸に「不寬綽厥心【厥の心を寬綽にせず】」、『詩』衛風・淇奥に「寬兮綽兮【寛たり綽たり】」とある寛に當たる。寛は緩に通ずるから、綽縮とは要するに延年・永年の意である。

「康𦉳」の𦉳は字を判じがたいが、頌壺（集成 9731・9732）など頌諸器では「康𦉳」に作り、爪・凶・又・虍に从う字で、本盤と同出の四十二年逯鼎（近出二 328・329）では上部の爪が虍に入れ替わっており、四十三年逯鼎（近出二 330-339）では爪・凶・又に从い虍を缺いているが、いずれも康字の下に置かれていて同じ用例であるから𦉳字である。定解のない字で、虔にして健に通ずる、睿にして深明・聖・智の意、鞞にして𦉳として樂の假借、甲骨文の𦉳（魚）字と同じで魚聲・𦉳字の虎聲ともに娛に通ずる、鬲に从う虍聲の字で𦉳と讀む、などさまざまな説がある（周法高主編『金文詁林』附録下

3206、一七二三～一七三一頁）。しかしながら何字かは未詳。④李零は娛と釋する説に従う。白川靜は小克鼎（集成 2796-2802）などの「康𦉳屯右」の𦉳に同じで、士父鐘（集成 745-748）の「𦉳于永令（命）」、番生簋（集成 4326）の「𦉳于大服」という用例から、愜・適すなわち和協（かなう）」の意に解する（通釋 137、156、160、168）。いま白川説を敷衍して「かなう」を心になかう、ひいては「こころよい」「たのしい」の意にとり、康麗を康樂、つまり安樂と解しておく。

「屯（純）又（祐）」の純を、王輝は『詩』小雅・賓之初筵「錫爾純嘏【爾に純いなる嘏を錫ふ】」の鄭箋「純、大也」の訓を採る。純祐とは大いなる佑助・加護の意である。「通泉（祿）」の通は『説文』二下辵部に「通、達也」とあり無窮の意、祿は、『説文』一上示部に「祿、福也」とあり、通祿で限らない幸のこと。「𦉳（靈）冬（終）」の靈は令に通じ、『爾雅』釋詁に「令、善也」とあり、靈終とはよき終わり、全うな死の意。

逯𦉳（駿）臣天子。子孫永寶用亨（享）。

「𦉳（駿）」は文献では駿に作り、『爾雅』釋詁に「駿、長也」とある。「逯臣天子」とは「ながく天子に臣たらん」の意である。

訓讀

逯曰く、丕顯なる朕が皇高祖單公、桓桓として、克く厥の徳を明愼し、文王・武王を夾詔し、殷を撻ち、天の魯命を膺受し、四方を匍有

し、並びに厥の勤める疆土に宅り、用て上帝に配す。

孚に朕が皇高祖公叔、克く成王を逯匹し、授けられし大命を成し、方く不享を逃ぎ、用て四國・萬邦を奠む。

孚に朕が皇高祖新室仲、克く厥の心を幽明にし、遠きを柔らげ邇きを能んじ、康王を會詔し、方く不廷を懷けしむ。

孚に朕が皇高祖惠仲蓋父、和を政に盤し、猷に成有り、用て昭王・穆王を會け、四方を剿征し、楚荊を撲伐す。

孚に朕が皇高祖零伯、厥の心を炎明にし、「厥の」服を愾かにせず、用て共王・懿王に辟ふ。

孚に朕が皇亞祖懿仲、致いに諫諫として、克く厥の辟たる孝王・夷王を匍保し、周邦に成有り。

孚に朕が皇考共叔、穆穆翼翼として、政を和順にし、徳を明齊にし、厲王に享辟す。

逯、肇めて朕が皇祖考の服を履ぎ、夙夕を虔み朕が死事を敬む。緝に天子、多く逯に休を賜ふ。天子其れ萬年無疆、耆黄考まで、周邦を保奠し、四方を諫又せんことを。

王、若く曰く、逯よ、不顯なる文武、大命を膺受し、四方を匍有してより、則ち繇唯れ乃の先聖祖考、先王を來詔し、大命に勤勤す。今、余唯れ乃の先聖祖考を経ひ、乃の命を申就し、汝に命じて榮兌を正け、四方の虞・林を弑可せしむ。宮御に用ひよ。汝に赤市・幽黄・攸勒を賜ふ、と。

逯、敢て天子の不顯なる魯休に對し揚し、用て朕が皇祖考の寶樽盤を作る。用て前文人に追享孝せん。前文人、嚴として上に在り、翼と

して「下に」在り、黜黜「巢」として、逯に魯き多福・眉壽・綽綽を降さん。余に康翬・純祐・通祿・永命・靈終を授けん。逯、峻く天子に臣たらん。子孫孫、永く實用し享せよ。

現代語譯

逯が言う。大いに輝かしきわが皇高祖單公は武威猛々しく、かつその徳をよく明察して慎み、文王・武王を輔弼して殷を討伐し、「文王・武王が」天の嘉き命を受け、四方を廣く保有し、並びに「兩王が」勤め勵んで得た領土に身を置き、上帝の命にかなう「ことができるよう盡力した」。

わが皇高祖公叔においては、よく成王を輔弼し、「成王が天から」授けられた大命を成就させ、來王進獻しない方國をもれなく追い拂い、四國・萬邦を定めた。

わが皇高祖新室仲においては、よくその心を包み隠さず開き、遠方および近鄰を安撫し、康王を輔弼して、來朝臣従しない方國をもれなく懷柔した。

わが皇高祖惠仲蓋父においては、國政に平穩をもたらし、國策に成績を残し、昭王・穆王を輔弼し、四方を掃討し、楚荊を討伐した。

わが皇高祖零伯においては、その心を包み隠さず開き、職務をあた疎かにせず、共王・懿王に仕えた。

わが皇亞祖懿仲においては、その胸懷を深く廣くし、その君たる孝王・夷王をよく輔弼し、周邦「の安寧」に成果を有した。

わが皇考共叔においては、恭敬嚴肅な態度をとって、國政を平隱無

事にし、徳を明らかに且つ正しくし、献身して厲王に仕えた。

わたくし逯は「今」初めてわが皇祖考の職務を継ぎ、朝早くから夜遅くに至るまで自分の職事に勤め勵んでいる。それゆえ天子は、わたくし逯に多くの賜物をお與えくださった。天子におかれては、願わくば萬年盡き果てることなく、長壽に至るまで周邦を保ち安んじ、四方を正し治めたまわんことを。

王がこのように言われた。「逯よ、大いに輝かしき文王・武王が「天命を受けて四方を廣く保有して以來、汝の先聖祖考は先王を輔弼し、「天の」天命にかなうよう勤め勵んだ。今、余は汝の先聖祖考を追想し、汝に對する命を重ね、汝に命じて榮兌を補佐し、四方の山林沼澤の産物を管掌する官を兼司させることとする。「その産物は」王宮の用に供せよ。汝に朱色の膝掛け、暗黒色の佩玉、銅飾を施したくつわを賜う」と。

わたくし逯は、敢えて天子の大いに輝かしき嘉き賜物に應えて「その恩寵を」稱揚し、わが皇祖考の宗廟に供える寶盤を作ることとする。「この盤を」用いて前文人の靈を慕って「怠りなく」祭ろう。前文人は威嚴かに天上帝界に在し、恭敬みてこの人間界に在し、「その神氣は」廣く滿ちわたり、わたくし逯に嘉き多福、長壽、永年を降されよう。わたくしに安樂、大いなるご加護、限りなき幸、永き命、全き死を授けられよう。わたくし逯は、永く天子に臣下としてお仕えしよう。子孫たちよ、「この盤を」永久に寶器として用い祭れ。

參考

(一) 逯の先祖考について

一、單公

西周早期とされる叔方鼎(集成2970)には「叔作單公寶隣彝【叔、單公の寶隣彝を作る】」とあり、⑦李學勤は二世の公叔が父の單公を祭祀するために作った器とする。④李零、⑫董珊、⑮田率も同じ。可能性はあるかもしれないが、十分な證據がない。

單は⑩王輝によれば逯一族の封地であり、「封地を氏とした」單氏一族は兩周時代において非常に顯赫で、その封君および族人はしばしば金文や典籍に見えらるとする。

表一 逯盤銘に記された周王の世系と逯とその先祖考の世系の對應表

| 周王の世系 | 逯とその先祖考の世系 |
|-------|------------|
| 文王 | 單公 (皇高祖) |
| 武王 | |
| 成王 | 公叔 (皇高祖) |
| 康王 | 新室仲 (皇高祖) |
| 昭王 | 惠仲蓋父 (皇高祖) |
| 穆王 | |
| 共王 | 零伯 (皇高祖) |
| 懿王 | |
| 孝王 | 懿仲 (皇亞祖) |
| 夷王 | |
| 厲王 | 共叔 (皇考) |
| [宣]王 | 逯 |

單氏の始封について、林寶『元和姓纂』卷四には「周成王封少子臻于單邑、爲甸内侯、因氏焉、襄公・穆公・靖公、二十餘代爲周卿士」【周成王、少子臻を單邑に封じ、甸内侯と爲す、因りて氏とす、襄公・穆公・靖公より二十餘代、周の卿士と爲る】¹⁾と云う。羅泌『路史』では成王が幼子臻を單に封じたとし、鄭樵『通志』氏族略第三では「單氏、周室卿大夫、成王封蔑于單邑、故爲單氏」【單氏は周室の卿大夫たり、成王、蔑を單邑に封ず、故に單を氏と爲す】²⁾と云う。しかし、本盤の銘文から見れば、文王・武王を輔弼したのは單公であるから、單公のとき、あるいはそれ以前、すでに單に封じられていたと考えられる。従って、始封は成王時ではない。單氏の封地については、始封が陝西省眉縣楊家村一帯であったかどうかはわからない。第四世の恵仲盞父の作器と考えられる盞諸器（後述）は楊家村の東鄰にある李家村から出土しており、遅くとも恵仲盞父が輔弼した昭王・穆王のころには、單氏一族はこの邊りを封地とし居住していたと思われる。^②周曉陸は『集韻』寒韻に「單、闕。姓也。鄭有櫟邑大夫單伯、同作檀」【單は闕。姓なり。鄭に櫟邑の大夫單伯有り、檀に作るに同じ】³⁾と云うのを根據に、鄭と櫟邑はどちらも陝西關中地區にあることから、單氏が陝西關中地區の舊民で、そこに居住しはじめたのは先周時代に遡るかもしれないと考えている。これは先周期ないし西周初期より陝西關中に所領を有した雄族にして世族と解するものであろう。

西周金文には先の單公を記した叔方鼎のほか、單伯を記した器銘が次に掲げられるように數件ある。

I 單伯昊生鐘（集成 82、通釋 132）

「單伯昊生曰、丕顯皇祖刺考、逡匹先王、勳勤大命。」【單伯昊生曰く、丕顯なる皇祖刺考、先王を逡匹し、大命に勳勤す。】

II 揚簋（集成 4294・4295、通釋 131）

「司徒單伯内右揚、王呼内史史光册命揚。」【司徒單伯、内りて揚を右け、王、内史史光を呼びて揚に册命せしむ。】

III 裘衛盃（集成 9256、通釋補 11）

「裘衛迺斃告于伯邑父・榮伯・定伯・燎伯・單伯、伯邑父・榮伯・定伯・燎伯・單伯迺命參有司、司土散邑・司馬單旗・司工邑人服、采受田幽・趙。」【裘衛迺ち斃んで伯邑父・榮伯・定伯・燎伯・單伯に告ぐ。伯邑父・榮伯・定伯・燎伯・單伯迺ち參有司、司土散邑・司馬單旗・司工邑人服に命じて、田を幽・趙に受くるに采ばしむ。】

I では本盤の逡の祖考と同様、單伯の祖考が先王を輔弼して天命にかなうよう勤め勵んでおり、II では司徒の官に於て册命に際して右者となっており、III では裘衛からの告訴を受け、同族であろう司馬單旗らに命じて訴訟を處理（賠償を執行）させていることから見ても、單伯とその一族が代々西周王朝の高位高官にあり、顯赫たることを群を抜く宗族であったと考えられる。

なお、^⑤田率は『考古圖』「卷四」の單伯壘を擧げ、その銘文を「單伯作寶階彝」と讀んで、器形や銘文から見れば西周早期の器とし、この單伯は單公の長子で公叔の兄だと解するが、第一字が單であるとは思えないし、撰者の呂大臨自身も「或云爲品字」と言っているので、舉例して論説すべきではない。

東周の單伯および單を冠する人物は周王の卿士として『春秋』經傳に見え、以下、⑩王輝の學例を參考にして述べる。

單伯は、『春秋』莊公十四年の「夏、單伯會伐宋公。冬、單伯會齊侯・宋公・衛侯・鄭伯于鄆【夏、單伯會して宋公を伐つ。冬、單伯、齊侯・宋公・衛侯・鄭伯に鄆に會す】」、『左傳』文公十四年の「冬、單伯如齊請子叔姬【冬、單伯、齊に如きて子叔姬（齊昭侯妃）を請ふ】」という二つの記事に見える。ただし、兩單伯は六七年離れているので同一人物ではない。また、單伯のほか單子すなわち單穆公がいる。『春秋』昭公二十二年には「劉子・單子以王猛居于臯。秋、劉子・單子以王猛入于王城【劉子・單子、王猛を以りて臯に居る。秋、劉子・單子、王猛を以りて王城に入る】」、『左傳』昭公二十二年「劉獻公之庶子伯奭事單穆公……【劉獻公の庶子伯奭、單穆公に事へ……】」とあり、景王の死後に王位を狙う王子朝が起こした反亂に際して、單穆公（單旗）は劉氏の伯奭（劉摯）とともに王猛（王子猛すなわち悼王のこと）の即位を實現させようとした人物で、王室に近しかった顯族だったことが知られる。そのほか、單襄公（『左傳』成公元年・二年・十一年・十六年・十七年）・單頃公（『左傳』襄公三年）・單成公（『左傳』昭公十一年）・單武公（單穆公の子、『左傳』定公七年）がいる。東周の單の封地は河南孟津にあったとする説が存するが、東周の單氏が西周から連続している世族だとすれば、これは周王室の東遷に従って遷徙した可能性を想定できる。

二、公叔

「一、單公」で挙げた叔方鼎を参照。また、④李零は賢簋（集成

4104・4106）と恆簋（集成4199・4120）に見える公叔と同一人物で、恆を公叔の子ではないかと考えている。前者に「公弔初見于衛、賢從【公叔、衛に初見せしとき、賢、從ふ】」と言ひ、後者に「恆……用作文考公叔寶設【恆……用て文考公叔の寶設を作る】」と言うが、いずれも本盤に見える公叔と同一人物かどうかは確證がなくわからない。

三、新室仲

前掲した李家村の窖藏から出土した盞駒尊（集成6011）、通釋102）には「余用作朕文考大仲寶隣彝【余（＝盞）用て朕が文考大仲の寶隣彝を作る】」とあり、盞すなわち第四世の恵仲盞父が亡父たる第三世の大仲すなわち新室仲を祭るために作った器と考えられる。

「新室」について、⑩王輝は新しい家室だとして次のように解する。室は住居でもあるが、また住居に屬する財産・土地・奴隸などもふくむ。『左傳』成公七年に「子重・子反殺巫臣之族子閻・子蕩及清尹弗忌及襄老之子黑要而分其室【子重・子反、巫臣の族子閻・子蕩及び清尹弗忌及び襄老の子黑要を殺してその室を分かつ】」、『國語』楚語上に「變及儀父施二帥而分其室【變及び儀父、「罪を」二帥に施してその室を分かつ】」と言ひ、「後者の」韋昭注には「室、家資也」とある。侯馬盟書にしばしば見える「内（納）室【室を納める】」とは、すなわち家財（奴隸をふくむ）を進納するということである。ひいては、王朝および諸侯の封地を室と稱する。『尚書』康王之誥に「雖爾身在外、乃心罔不在王室【爾の身、外に在りと雖も、乃の心、王室に在らざるはなし】」、『三國志』蜀志・諸葛亮傳に「……漢室可興矣【……漢室興るべし】」、『漢書』律

曆志下に「王莽居攝、盜襲帝位、竊號曰新室【王莽、攝に居り、帝位を盜襲し、號を竊みて新室と曰ふ】」と言う。大仲「〔新室仲〕は姬周族の枝分かれかもしれない。『姓纂』は單の始祖が周成王の少子だと言うが、それがたとえ正しくないとしても、單と周とは確かに同宗である。蓋駒尊に「王弗望（忘） 卒（厥） 舊宗小子【王、その舊の宗小子を忘れず】」とあり、新室仲の子である蓋が「王はその舊の宗小子のことを忘れず」と言っているからである〔筆者注、これについては次項「四、惠仲蓋父」で觸れる〕。『國語』周語中には單子「〔單襄公・單朝〕が周定王に「今雖朝也不才、有分族于周【今、朝や不才と雖も、周に分族有り】」と言ったとあり、韋昭は「朝、單子之名也、有分族、王之族親也」と注している。

⑤田率も同様の解釋で、次に擧げる通り。

〔新室仲には〕その字「仲」から伯兄がいたはずだとわかる。新室の義は思うに側室から來ている。『左傳』桓公二年に「故天子建國、諸侯建家、卿置側室、大夫有貳宗、士有隸子弟【故に天子は國を建て、諸侯は家を建て、卿は側室を置き、大夫には貳宗有り、士には隸子弟有り】」と、襄公十四年に「是故天子有公、諸侯有卿、卿置側室、大夫有貳宗【是の故に天子には公有り、諸侯には卿有り、卿は側室を置き、大夫には貳宗有り】」と言い、側室とは大宗の家から分かれた小宗のことで、新しい家族組織を立てたことを指している。（中略）その子である惠仲蓋父が作った蓋駒尊（集成6011）の銘文に「文考大仲」があることから、大

仲は新室仲の字で、新室仲は單氏の大宗家族のなかから離脱し、分かれて族を立てたことがわかる。

兩者の指摘するように、新室は新しい家室の意で、仲が大宗から分族したという可能性が十分ありうる。

なお④李零は、一九七二年に本盤と同じ楊家村から出土した旗鼎（集成2704）が一般的には康王期のものとみなされていることから、作器者である旗を新室仲と想定している。しかし、いまのところ確たる證據はなく、認めることはできない。

四、惠仲蓋父

一九五五年（あるいは一九五六年とも）に本盤窖藏から二〇〇メートルのところにある李家村の窖藏から出土した蓋方尊と蓋駒尊の作器者「蓋」は、諸家も指摘しているように惠仲蓋父だと考えられる。以下に兩銘を掲げておく。

IV 蓋方尊（集成6013、通釋101）

唯八月初吉、王各于周廟。穆公右盞、立于中廷、北顛。王册令尹。易盞赤市・幽亢・攸勒。曰、用嗣六白、王行參有嗣、嗣土・嗣馬・嗣工。王令盞曰、賦嗣六白眾八白瓚。盞拜頌首、敢對凱王休、用乍朕文且益公寶隣彝。盞曰、天子不段不其、萬年保我萬邦。盞敢拜頌首曰、刺朕身、遷朕先寶事。

【唯れ八月初吉、王、周廟に格る。穆公、盞を右け、中廷に立ちて、北嚮す。王、尹に册命せしむ。盞に赤市・幽亢・攸勒を賜ふ。曰く、用て六白（師）を司れ、と。王、參有司、「すなわち」司土・司馬・司工を行る。王、盞に命じて曰く、六白（師）および八白

(師)の規(璽)を賦司せよ、と。蓋、拜稽首し、敢て王の休に對揚し、用て朕が文祖益公の寶罍彝を作る。蓋曰く、天子、丕嘏丕期にして、萬年我が萬邦を保たんことを、と。蓋、敢て拜稽首して曰く、烈々たる朕が身、朕が先の寶(保)事を更がん、と。】

V 蓋駒尊(集成 6011、通釋 102)

佳王十又三月、辰才甲申。王初執駒于庠。王乎師康、召蓋、王親旨蓋腹、易兩。拜頤首曰、王弗望乎舊宗小子、營皇蓋身。蓋曰、王棚下不其、剌萬年保我萬宗。蓋曰、餘其敢對凱天子之休、餘用乍朕文考大中寶罍彝。蓋曰、其萬年、世子孫、永寶之。

【唯れ王の十又三月、辰は甲申に在り。王、初めて駒を庠に執る。王、師康を呼びて、蓋を召さしむ。王、親ら蓋に駒を旨し、兩を賜ふ。拜稽首して曰く、王、厥の舊の宗小子を忘れず、蓋の身を熙皇したまふ。蓋曰く、王、棚下丕期にして、則ち萬年まで我が萬宗を保たんことを。蓋曰く、餘、其れ敢て天子の休に對揚し、餘、用て朕が文考大仲の寶罍彝を作る。蓋曰く、其れ萬年まで、世子孫、永くこれを寶とせよ。】

IVは蓋が文祖益公を祭るために作った器で、益公とは第一世單公の諡號の可能性もあれば、單公と同一輩行の別人の可能性もあるし、あるいは單公より何代か遡る祖の可能性もあり、特定はできない。Vは蓋が文考大仲を祭るために作った器で、文考大仲とは本盤に現れる第三世の新室仲であろうことは先述した。Vではまた、「王、その舊の宗小子を忘れず、蓋の身を熙皇し(かがやかせ)たまふ」と言う。㊦田率(おそらく㊦王輝も)は宗小子を大宗(本宗)から分かれた小宗か

もしれないとして、「周王がむかし周王の本宗から分かれた小宗のことを忘れず」と蓋が言っていると解するようで、蓋一族は周王と同じく姫姓の宗族だとみなす。同様の見解はこれより前、すでに木村秀海が唱えている(『西周金文に見える小子について』、『史林』第六四卷第六號、史學研究會、一九八一年)。木村はまた、蓋が周の中心的軍團である六師やその司土・司馬・司工の參有司(六師の構成員の民政を監督する官)を司り、さらにもう一つの軍團である八師の軍事行動にも關係しているらしいことから、「この重責からしても、蓋が王室出自の貴族であることはほぼまちがいないだろう」と説く(同上、七一頁)。

五、零伯

共王・懿王に仕えた零伯を、㊦田率は共王期とされる前引Ⅲ裘衛盃に見える司馬單旗だと推定している。Ⅲ裘衛盃には單伯も見え、五人の世族の一人として訴訟の事を處理しているが、同じ伯でも本盤において零伯は功勳をほとんど記されていないこと、またⅢ裘衛盃は共王三年の器で、共懿兩王期に跨る零伯では單伯のような役割を果たすにはあまりに若すぎると考えられることから、單伯の下屬である司馬單旗に比定したものである。

なお、同簋(集成 2717)は文考惠仲のための祭器で、文考惠仲は零伯の父である惠仲蓋父の可能性がある。銘文には「王令同、差右臯大夫、嗣易・林・吳・牧【王、共に命じて、臯大夫を左右け、場・林・虞・牧を司らしむ】」とあり、本盤で「今余佳丕乃先聖且考、醜臺乃令、令女疋焚兌賦嗣四方吳・替【今、余唯れ乃の先聖祖考を經ひ、乃の命を申就し、汝に命じて榮兌を足け四方の虞・林を賦司せしむ】」とあ

逡の職掌と重なっていること、そしてその職掌の冊命が逡の先祖と父を追念し重ねて行われていることは、逡が王から命ぜられた職掌が先祖傳來のもので世襲されていたと考えられることから、同は⑤田率が指摘するように零伯と同族で父を同じくする兄弟だという可能性が十分ある。また⑤田率によれば、同簋の器制が西周中葉より下のものではないといい、とすれば、兩人がともに共懿期に活躍していた兄弟だという可能性の加證となる。

④李零は零伯が同簋に見える吳(虞)大夫かもしれない、同を吳(虞)大夫すなわち零伯の弟らしいとみなす。しかし、同が零伯と兄弟關係にあったことは想定できるものの、零伯と吳大夫を同一人物とみなす證左はいまのところまったく見いだせない。

六、懿仲

第一代の單公から第五世の零伯までの先祖は「高祖」と稱されているが、第六世で逡の祖父に當たるこの懿仲は「亞祖」と稱され區別されている。これは史牆盤に記される「高祖」「烈祖」「乙祖」「亞祖祖辛」「文考乙公」という史牆の世系の稱謂と一致するところがある。亞は次の意である(『爾雅』釋言)。

懿仲が輔弼した孝王・夷王期には、今のところ他に懿仲の現れる器はない。同時期の關連器として、⑤田率は「一、單伯」の項で引用したⅠ單伯吳生鐘と司徒單伯の見えるⅡ揚簋を挙げ、單伯吳生と司徒單伯を同一人物とする郭沫若と陳夢家の説に従って、單伯吳生すなわち司徒單伯を懿仲の長兄とみなしている。

七、共叔

共叔の名は、本盤と同出の四十三年逡鼎のほか、清代に出現したと思われる頌鼎(集成2827、通釋137)・頌簋(集成4332-39、通釋137)・頌壺(集成9731、通釋137)にも見える。頌諸器は、頌が皇考葬(共)叔と皇母葬(共)始(妣)のために作ったもので、逡諸器と器制や銘文の書風がきわめて近似していることから同時代のものと考えられ、⑦李學勤、⑩周曉陸、⑤田率は逡と頌が同父兄弟であることを示唆している。④李零も同じだが、さらに頌諸器に「頌、令(命)女(汝)官(司)成周(貯)廿家、監(司)新(造)實(貯)、用宮御【頌よ、汝に命じて成周の貯廿家を官司せしめ、新造の貯を監司せしむ、宮御に用ひよ】」と言い、本盤に「用宮御」とあるのと同じであることを指摘している。頌は成周の貯(屯倉すなわち租稅集積所)を司り、また新たに貯を造營する事業を監督することを王から冊命されており、貯に集積された租稅を王宮の用に供する職務に任ぜられている。四方の山林藪澤の生産を司り、その生産物を王宮の用に供する職務を擔當した逡とともに、このころ單氏は王室財政に關わる重要な職掌を王から任された顯族で、單氏がもともと周王と大宗とする小宗、つまり周王室から分家した姫姓族だったとみなす一證に加えられるであろう。

⑤田率はまた、陳夢家が單伯遼父鬲(集成737、集成は春秋早期とする)の單伯遼父を單伯吳生の子だとする説(『西周銅器斷代』、中華書局、二〇〇二年、一九五頁)を引いて、單伯遼父が共叔と同輩の伯兄である可能性を示唆している。

第四世の惠仲盞父から第七世の共叔まで、伯・仲・叔といった兄弟

順を示す稱謂に冠せられた「惠」「零(靈)」「懿」「共(恭)」は、④李零が指摘するように諡法の用字であるから諡號と考えられる。

(二) 逡について

⑦李學勤は本盤をふくめた窖藏諸器の造型・紋飾の風格が一致することから、同出の單叔鬲・單五父方壺・叔五父匜が同一時期の製作にかかり、作器者の單叔・單五父・叔五父が逡と同一人物で、逡(佐)は參伍(入り交じる)と訓ずる伍とその意味が近いとして、名と字は對待するゆえ、逡(佐)を名、叔五(伍)父を字と解している。④李零も逡を逡と釋し匹配の意と解するというちがいはあるが、彼の字が單叔・單五父・叔五父で、逡と五(伍)の名字對待と捉えて同一人物だとする。また⑦李學勤によれば、叔五父の名は作器者として他に叔五父盤(集成10107)にも見え、附耳があり器腹に竊曲紋を飾る器制から、先の異名諸人と同一人物の作だという。しかし佐および逡と伍の名字對待は牽強の嫌いあるを免れず、單叔・單五父・叔五父が逡と同一人物である可能性を否定することはできないが、確かな證據には缺けると思う。

以上の逡一族の系譜については、⑩松井嘉徳のように、単一族の動向がはっきりしてくるのは逡の二代前の皇亞祖懿仲、あるいは三代前の皇高祖零伯あたりでしかないこと、皇高祖が五人も存在するのは自らの家系の勳功を誇示し、祖先それぞれの至高性を強調したいがために皇高祖の稱謂を亂發したであろうことなどから、一族の系譜は宣王朝を支える最有力者の一人逡の權勢を背景として「作られた歴史」だと考えるべきで、盤銘に記された王統譜はこの「作られた歴史」に現

實味を與える重要な道具立てだと見る向きもある。

関連器

以下、本盤と同出した青銅器とその銘文について解説するが、四十二年逡鼎および四十三年逡鼎は長銘ゆえ別稿で改めて解説を行う豫定である。また同出器銘の解説に續いて、一九八五年に附近で出土した逡鐘銘を解説する。

逡盃 (近出二834)

器制

一件出土(①では編號2003MYD:010、②③では編號2003MYJ:10)。流(注ぎ口)から鑿(取っ手)までの長さが52cm、通高48cm、重量125g。器身は平らな圓形で、上方に長方形の口があり、口の上には鳳鳥形の蓋がある。鳳首は高く上がり、くちばしは微かに灣曲し、兩翼は延び上がっている。器身と蓋とは虎形の鏈(留め金具)および雙耳環で繋っている。虎は上向きで匍匐状、頭を左側に曲げ、尻尾を上にかいてる。流はまっすぐな管状をしており、流の前には龍頭を飾る。鑿は龍首形で、龍は上向きである。獸足が四つある。腹部の兩側面の紋飾は同じもので、それぞれ三つの圈から構成されている。すなわち、外から内へ向かって變體夔龍紋、重環紋、龍首が下を向いた蟠龍紋である。盃の正面には重環紋を、蓋上の鳳鳥の頸部には羽狀紋を、虎の足の上には重環紋を、流にはねじ曲がったような環帶紋をそれぞれ

飾っている。



圖四 器影 (近出二834より引用)

銘文

器蓋内壁に三行、毎行五から八字、計二〇字。重文なし。



圖五 銘文
(近出二834より引用)

銘文隸定

逡作(作)朕(朕)皇高且(祖)單

公刺(烈)考隣(隣)盃

其萬年子孫永寶用

考釋

二行目の「公」下の一字を諸家ほぼ「聖」と釋する。④李學勤は「□起(?)」とし二字であるとみなす。近出二834の拓影では左は「束」のような形に見えるが、右は判讀できない。だが、下に「考」が續くことからすれば、右は「刀」に从うものではなからうか。つまり「刺(烈)」字とみなしうる。皇高祖單公から烈考に至る祖考を祭るための器として作られたものと考えられる。

訓讀

逡、朕が皇高祖單公より烈考の隣盃を作る。其れ萬年まで、子孫、永く寶として用ひよ。

現代語譯

逡が自身の皇高祖單公から烈考に至る「祖考」の宗廟に供える盃を作った。萬年に至るまで、子孫よ、永久に寶器として用ひよ。

單叔鬲 (近出二80-88)

器制

九件出土（編號は①では2003MYD:020-028、②③では2003MYJ:20-28）。①によれば、九件の器形の大小は「ほぼ」同じだという（各號の寸法は近出二8088を参照）。以下、②に説かれている辛號鬲（2003MYJ:27、近出二87）の器制について記す。口徑15cm、通高19.8cm、重量2.4kg。器形は小さく、口部はすぼんでいる。唇部は方形で、頸部はきつく締まっている。廣い沿部が外に向かって折れ、腹壁は外に向かって弧形を描いており、股部は弧形だが股の間はほぼ平らである。蹄状をした三本の足の上部は中空である。腹部の上部に竊曲紋を一周飾り、下部には夔龍紋を飾る。器身には高く突起した扉状の稜（稜）が三つあり、紋飾を三グループに分けている。



圖六 器影（辛號鬲あるいは八、近出二87より引用）

銘文

九件いずれも有銘。口沿部の内側に一行一七字、うち重文二字。ただし、甲號鬲（近出二80）は一行一五字、うち重文一字（「子」二

字を缺く）、戊號鬲（近出二84）および壬號鬲（近出二88）は一行一三字（「子」孫」四字を缺く）。



圖七 銘文（辛號鬲あるいは八、近出二87より引用）

銘文隸定

單弔（叔）乍（作）孟媯（祁）隣（隣）象（鬲）其萬年子（子）孫（孫）永寶用

考釋

「媯」を、⑦李學勤は祁姓の祁と釋し（⑫董珊も同じ）、「孟祁」を作者の妻と解する。しかし、祁と釋する根據を舉げていない。郭沫若は杜伯鬲（集成2888）「杜白乍作弔媯隣鬲【杜伯、叔媯の隣鬲を作る】」の杜伯を、『墨子』明鬼篇および『國語』周語上に見える、宣王に殺された杜伯とみなし、杜氏は陶唐氏の後で祁姓だとする。また、媯の右旁は召伯虎簋や鄆侯庫簋に見え、祗と讀み祁と音が近いとする（『兩周金文辭大系』釋編一五三葉）。白川靜（通釋196）は郭說に従うも

のだが、さらに『左傳』文公九年に晉の文公の夫人「杜祁」の名が見えることから、杜氏が祁姓だという一證に加えている。祁と釋しうるならば、杜伯鬲の場合は杜伯がおそらく娘である叔祁を嫁がせる際の媵器であつたろうが、本鬲の場合は姫姓であろう單叔が自分に嫁いできた夫人孟祁のために作った器と解せられる。

「鬲(鬲)」の右旁は西ではなく豆に从っているが、⑫董珊も指摘するように尊の異體、あるいは譌變とみなしてよからう。

「象」を、⑦李學勤は「犬」と隸定し「器」の省體で、叔多父盤の「盤」を「爻」と省するのと類似し、函皇父鼎(集成2745)には「鬲器」の用例があるとす。しかし、字は犬ではなく豕形で、逡盤の零伯の項に「不象(惰)」「厥」服」の象と同字であるから、器とは釋しえない。

羅衛東(「單叔鬲」字及相關問題考釋)、『古文字研究』第二九輯、二〇一二年、所收)は「希」と隸定して「彝」と讀む。その根據として、希は古音では質部・喻母、彝は脂部・喻母で、聲母あい同じく、質脂の對轉であることを擧げている。⑫董珊は「象」と隸定して「鬲」と讀むべきだとし、次のように述べる。すなわち、「兩字は上古音では聲母がいずれも舌音で、象は元部に、鬲は錫部に屬する。上古音では歌・月・元三部に屬する字は支・錫・耕部に屬する字と讀音が近い。元部と錫部を例に擧げると、『大戴禮記』五帝徳の「鮮支」を、『尚書』禹貢と『史記』五帝本紀では「析支」に作り、『史記索隱』に「鮮・析は音相い近し」と言う。『老子』「上篇十一章」には「埴を埴ぼし」あるいは「うち」以て器を爲る」とあり、『經文』釋文」は「埴」……如淳は繫「筆者注・擊の誤りか。『荀子』性惡の注には「埴は擊なり」

とある」に作る」と言う。鮮と析、埴と繫「↓擊?」はいずれも元部の字と錫部の字が通用したものである。このことは、「象」を「鬲」と讀む傍證とすることができると。

「鬲象」とある以上、象は器名か、あるいは「鬲彝(宗廟に常に安置する器)」の彝(つねに、引申して常器の意)に類する字であろうことは疑いない。象と希は『説文』九下(互部と希部)に載せる篆文を見れば解るように、ほぼ同字と言ってよいほどはなはだ字形が近く、もともと一字で後に分化した可能性もある。羅衛東が希と隸定し彝と讀む説も傾聴に値するが、逡盤の「不象(惰)」「厥」服」など多くの金文に動詞として現れる場合は、象と音通する惰であろうことは先述したとおりであるから、やはり象字だと解すべきである。⑫董珊によれば、象は元部で鬲は錫部に屬し讀音が近く音通すると言うが、元部と錫部の讀音は近くないし、象と鬲は聲母も異なるから、その説には無理がある。確證はないが、本銘に記される象字は「盞」「蠱(來紐支韻)」と同じく「レイ」の音で讀まれ(つまり同一字で二音をもつ)、鬲(來紐錫韻)の假借ではないかと考える。

訓讀

單叔、孟祁の鬲象(鬲)を作る。其れ萬年まで、子々孫々永く寶用せよ。

現代語譯

單叔が「妻である」孟祁の宗廟に安置する鬲を作った。萬年に至る

まで、子孫よ、永久に寶器として用いよ。

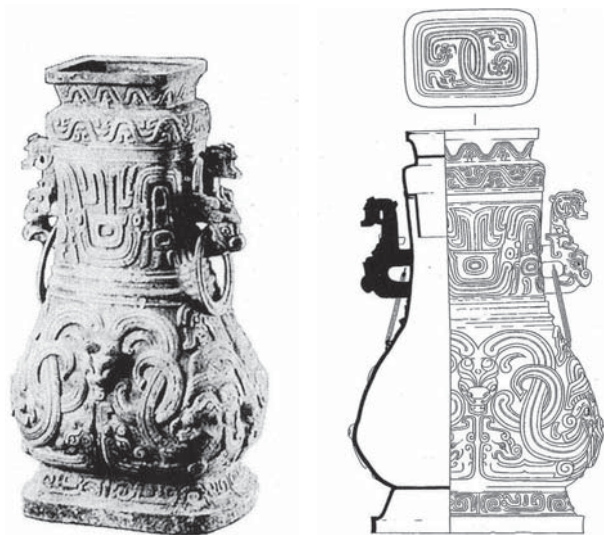
單五父方壺（近出二870・871）

器制

二件出土。甲號壺（①）は編號2003MYD:019、は口径19.6×14.8cm、底部30×23cm、腹部36×26cm、通高59cm、重量25kg。乙號壺（②）は編號2003MYD:014-015、③は2003MYJ:19、は口径20×15cm、底部30×23cm、腹部36×26cm、通高59.6cm、重量25kg。二件の大きさと重量はほぼ同じである。②③によれば、乙號壺は橢圓形、頸部は長く腹部は垂れており、圈足（高臺）がある。方形で平らな蓋部には圈状の取っ手がある。雙耳は三層の龍首の形をしており、その上端は體を曲げた龍紋、下側は二つの龍首から成る獸首で、耳内には環を一つづつ連ねている。蓋の頂面には體驅の纏わりついた吐舌龍紋を一組飾り、蓋の沿・頸部には環帶紋を飾る。腰部には横に三本の突起した稜が走る。腹部は一つの圓く突起した雙身の龍首を中心に、身驅があい交わる多くの龍紋を従える。側面は正面の紋飾と類似している。圈足には帶目竊曲紋を飾る。甲號壺も①によれば同様の紋飾と考えられる。

銘文

二件いずれも有銘。②③によれば、乙號壺の器口の内側および蓋の挿口（器に挿し込む部分？）に銘文があり、器銘は四行、毎行四から五字、計一九字、うち重文二字。方格（突起した細い線状の格子の枠）にはまる字が多いが、外れているものもある。蓋銘は四行、毎行四から五字、計一七字、重文なし。①によれば、甲號壺も器蓋それぞれ乙號壺と同銘である（近出二870・871で確認できる）。



圖八 器影（乙號壺あるいは二、近出二871より引用）



(器)



(蓋)

圖九 銘文(乙號壺あるいは二、近出二871より引用)

銘文隸定(乙號壺器銘)

單五父乍(作)朕(朕)

皇考隣(隣)壺

其萬年子(子)

孫(孫)永寶用

蓋銘は重文がなく、「子」(子)孫(孫)を「子孫」二字に作る。

訓讀

單五父、朕が皇考の隣壺を作る。其れ萬年まで、子々孫々、永く寶として用ひよ。

現代語譯

單五父がわが皇考の宗廟に供える壺を作った。萬年に至るまで、子孫たちよ、永久に寶器として用いよ。

叔五父匜 (近出二955)

器制

一件出土(①では編號2003MYD:017、②③では編號2003MYJ:17)。流(注ぎ口)から鑿(取っ手)までの長さが36cm、通高18.4cm、口の幅15.6cm、腹部の深さ9.4cm、重量2.4kg。全體は柄杓(ひしゃく)の形をしている。口部は曲がり唇部はまっすぐで、流は少し上がり、後方に龍首形の鑿がある。扁平狀の龍首足が四つあり、そのうちの二つは二回目の補鑄がなされている。口沿部の下には竊曲紋を、腹部には瓦紋を飾り、龍形の鑿には二本の凹弦紋と竊曲紋とがある。

萬年子孫永寶用

考釋

「旅匜」など、器名の上に「旅（あるいは簠）」を記すことは各種の器銘に多く見られる（通釋索引二一七―二一八、二六八頁參照）。白川靜は盟尊の「團宮簠彝」、盟鬲器の「畝宮簠彝」の例を挙げ、「本宗外の旅宮において用いる器だと思われる」とする（通釋25）。本宗から離れた地にある外宮での祭祀に使用するために作られたとすれば、「旅+器名」と記す例の数があまりにも多く、それらをすべて持ち出し用と解するにはなお検討を要する。いま、『詩』小雅・賓之初筵に「籩豆有楚、穀核維旅【籩豆楚たる有り、穀核を維れ旅ぬ】」の毛傳に「旅、陳也」とあるのによって、陳列（ならべる）の意で、先祖の宗廟にならべおく祭器を言うものと解しておく。

匜と盤は給水器と受水器としてセットを成す水器であるから、本匜と逡盤とをセットとみなし、本匜の叔五父と逡盤の作器者である逡が同一人物であるとの想定を抱きたくもなるが、「旅」が持ち出し用という意に解しうるならば、盤銘にも「旅盤」と記されるべきで、兩人が同一人物かどうかはやはり「その可能性がある」以上のことは言えない。

訓讀

叔五父、旅匜を作る。其れ萬年まで、子孫、永く寶として用ゐよ。



圖一〇 器影（近出二.955より引用）

銘文

匜内の底に二行、毎行七字、計一四字。重文なし。



圖一一 銘文
（近出二.955より引用）

銘文隸定

弔（叔）五父乍（作）旅也（匜）、其

現代語譯

叔五父が旅匱を作った。萬年に至るまで、子孫よ、永久に寶器として用いよ。

天孟 (近出二 966)

器制

一件出土 (①では編號 2003MYD:011' ②③では編號 2003MYJ:11)。
口徑 56.4cm、通高 45.2cm、兩耳間 63.4cm、腹部の深さ 33.6cm、圈足 (高臺) の直徑 42cm、圈足の高さ 9.6cm、重量 34.5kg。口部は大きく、圈足がある。腹部はまっすぐで、兩耳が二セットある。腹部には夔龍紋・環帶紋を飾り、圈足には夔龍紋を飾る。



圖一二 器影 (近出二 966 より引用)

銘文

内底中部に二行、毎行六字、計一二字、うち重文二字、圖象記號一字。



圖一三 銘文 (近出二 966 より引用)

銘文隸定

乍 (作) 寶孟其子 (子)

孫 (孫) 永寶用天

考釋

圖象記號 (族徽) が銘されていることから、本孟の作製時代を他の同出二六件の青銅器よりも早く置く説がある。④李學勤は、本孟が一九七三年陝西省扶風劉家村出土の孟ともっとも似ており、師永孟 (集成 10322) および山西曲沃北趙晉侯墓地 M32・33 (晉厲侯とその夫人の墓) 出土の殘孟とも似ているとし、晉侯墓地 M32・33 が晉の厲侯およびその夫人の墓であることから、本孟が西周中期に製作され、逡の先世の遺物だとみなしている。⑩董珊は、紋飾が西周早・中期の特徴を有しており、他の二六件よりは少なからず時代が早く、單氏一族

が殷の遺民から得た可能性もあるが、研究を待つとしている。

一方、⑳周曉陸は本盃の銘文の字體の風格が他の二六件のそれと一致すること、紋飾も概ね一致すること、盤と匜と盃はともに洗淨用の水器であること、西周晚期の中義父鼎に圖象記號が記されていることから、他の二六件とともに西周晚期に同一人物が製作したと解している。しかし、盃は盛食器と解する向きもあり、字體の風格も他器とは異なり、中義父鼎に圖象記號らしきものも見えないから、この説は採ることができない。

圖象記號はやはり西周中期からなくなり始めるし、本銘は文例においても作器者名を記していないので、本器の製作時代は他の二六器より遡る可能性が高い。また、圖象記號を青銅器に銘するのは殷系氏族の風習であるから、姫姓と考え得る逯一族の先世が製作した器とはみなしがたい。㉑董珊は殷の遺民から得たかもしれないとする。

訓讀

寶盃を作る。其れ子々孫々、永く寶用せよ。天。

現代語譯

寶盃を作った。子孫よ、永久に寶器として用いよ。天。

逯鐘 (近出 106-109)

逯の器はすでに一九八五年、逯盤が出土した眉縣楊家村の窖藏より

わずかに數十メートルしか離れていない同村の別の窖藏から合計一八件の鐘・罍が出土している。ただし五件は流出しており、残存しているのは一三件、甲乙丙丁の四組に分かれ、甲乙丙三組は編鐘、丁組は編罍で、有銘のものは乙組四件のみであるという(劉懷君「眉縣出土一批西周窖藏樂器」、『文博』一九八七年第二期、および④李零)。④李零によると、流出した五件は乙組編鐘のうち四件と丁組編罍のうち一件で、乙組については、アメリカのクリーヴランド美術館(Cleveland Museum of Art)に收藏されているもの一件、ニューヨークの個人が收藏したもの一件、香港の個人が收藏したもの一件、收藏先不明なもの一件、丁組一件については收藏先不明という。

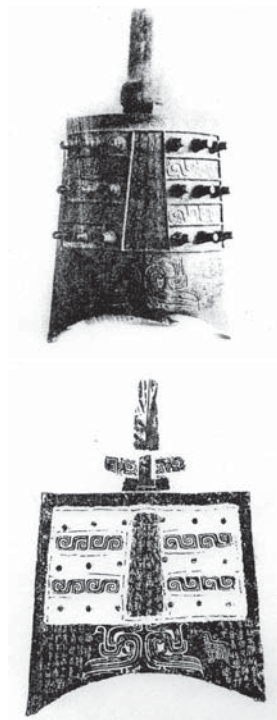
以下、乙組Ⅰ號鐘(近出106)の銘文を掲げる。器影については、有銘四件のなかで圖版が割に鮮明なⅢ號鐘(近出108)を掲げる。Ⅱ號鐘(近出107)およびⅢ號鐘(近出108)も一部の字と改行は異なるが同銘で、三器いずれも一二八字、うち重文一一字である。Ⅳ號鐘(近出109)は銘の一部(「屯(純)右(祐)」以下末尾一九字、うち重文二字)しか記しておらず、セットであったはずの他鐘とあわせて完全な銘を成すようである。④李零によれば、クリーヴランド美術館に收藏された一件は、同じく一二八字の銘が記されているといい、この器を實見した方建軍によれば、Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ號鐘と同銘だという(「美國收藏的迷鐘及相關問題」、『天津音樂學院學報(天籟)』二〇〇七年第二期)。クリーヴランド美術館のホームページに器と銘の畫像が載っており、銘はやや見づらいところがあるものの左記のリンクから閲覽することができる。

[http://www.clevelandart.org/art/1989.3?collection_search_views_fulltext=&created_date_op=%3D&created_date=&between_start=&between_end=&field_artist=&page=3&f10\]=field_collection%3A82](http://www.clevelandart.org/art/1989.3?collection_search_views_fulltext=&created_date_op=%3D&created_date=&between_start=&between_end=&field_artist=&page=3&f10]=field_collection%3A82)
 右鼓部第一行目は銹に覆われていくつかの文字が判讀できないが、同銘と考えてよい。

器制

I 號鐘（近出 106）は口径 37cm、通高 65.5cm、重量 50.5kg、II 號鐘（近出 107）は口径 38cm、通高 65cm、重量 44kg、III 號鐘（近出 108）は口径 35cm、通高 61cm、重量 50kg、IV 號鐘（近出 109）は口径 9.5cm、通高 23cm、重量 5kg。舞部に雷紋、篆間に竊曲紋、鼓部に蟠虺紋、右鼓部に大きな鳥紋（II 號鐘とクリューヴランド美術館所藏鐘を除く）、旋上に雷紋を飾り、枚（器面から突起した一八個の部分）は平頂のものと尖った形の二種に分かれる。

方健軍は、クリューヴランド美術館所藏鐘の通高が 70.3cm（④李零も同じ）で、音高が I 號鐘より低いことを測定し、各鐘の音律・音高の測定値、また西周中期より晩期の編鐘が八種のセットであることから、クリューヴランド所藏鐘が第一番目、I 號鐘が第二番目、II 號鐘が第三番目、III 號鐘が第四番目、IV 號鐘が第八番目に位置するとみなす（前掲論文）。



圖一四 器影（III 號鐘、近出 108 より引用）



圖一五 銘文（I 號鐘、近出 106 より引用）



銘文隸定

逯曰、不(丕)顯朕(朕)皇考

睿明乎(厥)心帥用

乎(厥)先且(祖)考政(正)德 (以上右鼓部)

高(享)辟先王逯栢(御)于

乎(厥)辟不敢象(惰)

虔夙(夙)夕敬乎(厥)死(死)事天子逯(經)朕(朕)先

且(祖)服多易(賜)逯休令(命)賦罰(司)三(四)方吳(虞)

替(林)逯敢對天子不(丕)顯魯休飄(揚) (以上鉦間)

用乍(作)朕(朕)皇考彝(共)甲(叔)穌(和)鐘鎗=

愬=雉(央)=錯(離)=用追孝邵(招)

各(格)喜侃蒔(前)=文=人=嚴

才(在)上黠=隼=降餘多福

康麗屯(純)右(祐)永令(命)

逯其萬年費(眉)壽

吮(峻)臣天子=孫=永寶 (以上左鼓部)

訓讀

逯曰く、不顯なる朕が皇考、厥の心を睿明にし、厥の先祖考の正しき徳に帥用し、先王に享辟す。逯、厥の辟に御へて敢て惰らず、夙夕を虔み厥の死事に敬む。天子、朕が先祖の服を經ひ、多く逯に休を賜ひ、命じて四方の虞・林を賦可せしむ。逯、敢て天子の不顯なる魯休に對し揚し、用て朕が皇考共叔の和鐘を作る。鎗鎗

逡恩、中央離離、用て前文人に追孝し邵（招）各（格）・喜侃せしめん。前文人、嚴かに上に在り、黻黻窠窠として餘に多福・康甌・純祐・永命を降さん。逡其れ萬年眉壽まで、峻く天子に臣たらん。子孫孫永く寶とせよ。

一讀して本盤の銘文との共通點を看取できる。天子から四方の虞官・林官の職を冊命されていること、皇考共叔の名が見えること、そして銘文の文章表現が非常に似通っていることから考えて、本盤とほぼ同時に作られた器であることはまちがいない。鐘・罍の窖藏には他種の器はなかったようで、樂器は樂器として所を異にして別途窖藏されたと思われる。

現代語譯

逡が言う。大いに輝かしきわが皇考はその心を包み隠さず、先祖考の正しい徳に従って先王に仕えた。「そこで」わたくし逡も、自身の君に仕えるには敢えて疎かにせず、朝早くから夜遅くまで自分の職務に勤め勵んでいる。「それゆえ」天子はわが祖考の職事を追念し、わたくし逡にたくさん賜物をお贈りになり、「わたくしに」命じて四方の山林沼澤の産物を管掌する官を兼司させたもうた。わたくし逡は、敢えて天子の大いに輝かしき嘉き賜物に應えて「その恩寵を」稱揚し、わが皇考共叔を祭るための和鐘（調和した音色を響かせる鐘）を作ることとした。ふれあって鳴り響くその音色は明瞭で、調和もとれていて美しい。「この鐘を」用いて前文人の靈を慕って「怠りなく」祭り、

「前文人を」人間界に招來・降臨させ、喜ばせ樂ませよう。前文人は威嚴かに天上界に在し、「その神氣は」廣く滿ちわたり、わたくし逡に多福、安樂、大いなるご加護、永き命を降されよう。わたくし逡は、萬年長壽に至るまで天子に臣下としてお仕えしたいものだ。子孫たちよ、「この鐘を」永久に寶器とせよ。

（立命館大學白川靜記念東洋文字文化研究所客員研究員）